

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 24 卷 第 1 号

2021 年 10 月

論 文

カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎：有効需要の原理 ……………松谷 泰樹 (1)

研究ノート

ロボットの保護・利用に関する法・倫理・政策

— 動物愛護管理法との比較検討から — ……………長島 光一 (35)

資 料

留学生に関する成城学校史料目録

— 個人情報保護法と歴史史料 — ……………浜口 裕子・家近 亮子 (53)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 …………… (71)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 …………… (73)

カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎：

有効需要の原理

松谷 泰樹

要 旨

Kalecki (1938) の価格と分配の理論を展開する図には「需要曲線」が描かれていない。その「謎」は、Kalecki (1938) のもつ、「長期」と「短期」をつなぐ「連結環」としての性質により、初めて解明されるものである。Kalecki (1938) の理論には、3つの「連結環」としての性質が備わっている。そのうち3つめの「期待」にかんする「連結環」により、「謎」が解明される。Kalecki (1933) の投資決意の分析では、決定的概念とされている「粗収益性」が、「長期期待」と「短期期待」の結びつきによって捉えられている。その場合、Kalecki (1933) においては、マクロ理論の「ミクロ的基礎」として、「長期期待」についての分析がなされているが、その一方で、「短期期待」についてのミクロ分析を示しているのが、Kalecki (1938) の図である。そこでは、不完全競争の下での個別企業が、独占度を反映させて価格設定をおこなう場合、「短期期待」にもとづいて、設備稼働率、すなわち、産出量は、決定されるという理論が展開されている。つまり、「需要曲線」が描かれていないという「謎」は、カレツキの経済学が、一貫して、有効需要の原理という理論枠組みの下で考察がなされているものであるということによって明らかにされる。そのような視点で捉えれば、Kalecki (1938) は、「マクロ理論のミクロ経済学的基礎」としての役割を果たしている一方で、「ミクロ経済学のマクロ的基礎」と呼ばれる性質をもつものなのである。

キーワード：カレツキ、ケインズ、マクロ経済学、ミクロ経済学的基礎、有効需要の原理

I. はじめに

松谷 (2004) が明らかにしているように、有効需要の論理⁽¹⁾ にもとづいて、国民所得のうち利潤所得の決定しか明らかにすることができなかった Kalecki (1933) を、国民所得の決定を示すモデルへと発展させるのに不可欠な理論を提示しているものとして、Kalecki (1938) がある。それは、いわば、カレツキ (Michał Kalecki) のマクロ経済モデルを成立させるうえでの「ミッシングリンク (missing link)」⁽²⁾ と見なされるものである。その Kalecki (1938) は、価格と所得分配についての理論を提示しているものであるが、「企業の『ミクロ』的側面とマクロ分配理論の相互関係が、有効需要の分析を通じての雇用理論と『ミクロ』的側面との結合を可能にさせた」(Kriesler 1987, p. 5) という意味で、「マクロ理論のミクロ経済学的基礎」(*ibid.*) を打ち立

ているものと見なすことができる。ところが、その Kalecki (1938) が、不完全競争の下での個別企業の価格設定と所得分配を論じる際に提示している図 (Kalecki 1938, p.105) には、価格と産出量の関係を示す「供給曲線」は描かれているものの、いわゆる右下がりの「需要曲線」は描かれていない。これについては、カレツキのミクロ分析についての詳細な研究⁽³⁾をおこなっているクライスラー (Peter Kriesler) も、Halevi (1978, p.175) による言及をふまえたうえで、「カレツキは、個別企業の産出高水準……がどのようにして決定されるのかについて、何らの説明も与えていないということを述べておくことは重要である」(Kriesler 1987, p.35) と指摘しているのであるが、その Kriesler (1987) だけでなく、カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎を主題にしている Kriesler (1996) においてさえも、それ以上の何らの考察も加えられていない⁽⁴⁾。

本稿の目的は、Kalecki (1938) が、不完全競争の下での個別企業の価格設定と分配についての理論を展開している図において、「需要曲線」が描かれていないという「謎 (puzzle)」を解明することである。そのなかで、カレツキのマクロ経済モデルを成立させるうえで「ミッシングリンク」は、「第1連結環 (the first link)」⁽⁵⁾と呼ぶことができる性質のものであるということが明らかにされる。そして、さらに、Kalecki (1938) には、「第2連結環 (the second link)」としての、また、「第3連結環 (the third link)」にかかわる性質も、備わっていることが明らかにされる。なお、ここでの「連結環」とは、「長期」と「短期」の結びつきを表すものである。そして、それらのうちの「第3連結環」に着目すれば、Kalecki (1938) は、カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎として捉えられるものであるが、そればかりでなく、「ミクロ経済学のマクロ的基礎 (the macro foundations of microeconomics)」(Crotty 1980, p.23) という視点から捉えられるものであるということが明らかにされる。それは、カレツキの経済学というものが、一貫して、有効需要の原理という理論枠組みの下において考察がおこなわれているものであるということを表しているのであるが、そうした「第3連結環」とのかかわりにおいて、Kalecki (1938) の図の「謎」は解明されるものなのである。以下では、まず、II において、カレツキのマクロ経済モデルについての確認をおこなう。次いで、III において、Kalecki (1938) の価格と分配の独占度理論についてのあらましを捉えたうえで、Kalecki (1938) の「ミッシングリンク」および「第1連結環」と「第2連結環」についての確認をおこなう。そして、IV の考察では、「第3連結環」とのかかわりをもつ性質が明らかにされるなかで、Kalecki (1938, p.105) で提示されている図の「謎」が解明される。

II. カレツキのマクロ経済学

カレツキのマクロ経済学の成立過程については、松谷 (2004) によって初めて明らかにされ、そして、松谷 (2019)、および、松谷 (2021) において再考され、そのマクロ経済モデルが提示

されている。カレツキのマクロ経済モデルは、Kalecki (1933) における有効需要の論理にもとづく利潤決定の理論を「基盤 (cornerstone)」とし、それを進化させることにより、国民所得の決定を明らかにしているものである。それは、不完全競争を想定する、資本家と労働者からなる2階級モデルであるため、国民所得全体の決定を示すモデルの構築には、所得分配の理論を展開する Kalecki (1938) が不可欠なのであった。そうした見方により、Kalecki (1938) は、カレツキのマクロ経済学の形成において、「ミッシングリンク」として捉えることができるものなのである。それでは、まず、カレツキのマクロ経済学の「基盤」となっている、「Kalecki (1933) モデル」から確認してみよう。

1. Kalecki (1933) モデル

有効需要の論理にもとづいて、国民所得が決定されることを初めて提示したのは、Keynes (1936) であるとされている。その Keynes (1936) によって生み出された「新しい経済学」⁽⁶⁾ としてのマクロ経済学を、「45度線図」や「IS図」によって、最も簡単な形にして示したのは Samuelson (1948) であるが、そこでは、マクロ経済学が成立するための「基本前提」が提示されている。しかしながら、それは、カレツキのマクロ経済学の成立にたいして「基盤」を与えている Kalecki (1933) において、すでに提示されているものなのである⁽⁷⁾。

もっとも、Kalecki (1933) は、資本主義経済における景気循環の自律的メカニズムを、投資と資本ストックの相互関係から、明らかにすることを主題にしているものであるが、しかしながら、その根底において、有効需要の論理にもとづいて、国民所得のうちの資本家の所得である、利潤所得の決定を明らかにする理論が提示されているのである。その Kalecki (1933) によるモデルとは、資本家と労働者からなる経済における、いわば、「資本家モデル」(松谷 2021, 71-72 頁) とでも呼べるようなものである。それは、以下の、わずか3本の等式からなる方程式体系によって提示されるものなのである。ただし、そこでは、趨勢の伴わない封鎖経済体系が想定され、政府部門は捨象されている。また、人口の増減、技術進歩、中央銀行の政策も、また、捨象されている。したがって、それは、「短期」の経済を想定しているものである。そして、そこでの集計化された経済的諸変数には、物価変動の効果を除去した実質値が用いられている。

$$(1) \quad P = C_k + A$$

$$(2) \quad C_k = B_0 + \lambda P$$

$$(3) \quad A = \bar{A}$$

(1)式は、資本家の所得すなわち粗利潤 P は、その消費 C_k と、粗蓄積すなわち投資 A によって決まるものであることを表している (Kalecki 1933, p.68)。それは、いわば、「利潤方程式」と呼ばれ得るものである。一方、(2)式は、資本家の消費関数である。つまり、資本家の消費 C_k は、固定的な基礎消費部分 B_0 と粗利潤に比例する部分 λP によって決まるものであることを

表している (Kalecki 1933, p. 69)。 B_0 の値は通常は正、 λ は 1 より小さい正の係数であると見なされている、資本家の限界消費性向である。

そして、(3)式の A は、粗蓄積で、投資財の生産を表している。ただし、それは当該期間より以前の期間において決定されているものであるとされているので、所与で、一定 \bar{A} として扱うことができるものである (Kalecki 1933, pp. 75-76)。

以上の(1)、(2)、(3)式から成る3つの方程式において、資本家の基礎消費 B_0 を一定とし、資本家の限界消費性向 λ をパラメーターと見なせば、未知数は、粗利潤 P 、資本家の消費 C_k 、粗蓄積 A の3つであり、方程式の数と一致する。したがって、この「Kalecki (1933) モデル」においては、外生変数と見なされる粗蓄積 A の値が \bar{A} として与えられれば、国民所得のうち、資本家の所得である粗利潤 P が決定されることになる。

一方、(1)、(2)、(3)式から、次式を得る。

$$(4) \quad C_k = \frac{B_0}{1-\lambda} + \frac{\lambda}{1-\lambda} \bar{A}$$

(4)式では、 C_k は投資 \bar{A} に依存し、それとともに増加するものであることが示されている。実際、カレツキは、「資本家の消費は、粗蓄積の関数である」(Kalecki 1933, p. 80) と明言している。もちろん、(1)式として示された「利潤方程式」では、資本家は、消費と投資にたいする自らの意思決定により、「支出しただけを所得として受け取る」経済主体として捉えられている。それは、すなわち、資本家の、支出(需要)による所得の決定、つまり、有効需要の論理にもとづき所得が決定されることを表わしている。その意味で、資本家は、「自らの運命の支配者 (masters of their fate)」(Kalecki 1933, pp. 79-80) である、という性格をもつ経済主体として捉えられるものであることを表している。しかしながら、さらに、(4)式では、資本家の意思決定によって決まる、自律的な変数であるとされている粗蓄積 A は、それ以外の有効需要の構成要素である、資本家の消費 C_k にまで影響をおよぼす性格をもつものであるということが明らかにされているのである。

以上が、Kalecki (1933) により提示されている、有効需要の論理にもとづく所得決定の理論である。そこでは、「労働者の貯蓄を捨象する」(Kalecki 1933, p. 69) という仮定にもとづき、労働者の消費 C_w は、賃金 W に等しいものであるとされている。しかしながら、国民所得全体の決定を示す、資本家と労働者という、2階級からなるマクロ経済モデルを構築するならば、各階級の所得についての分配率を決定する理論が提示されていなければならない。ところが、それは、Kalecki (1933) においては示されていない。それについてのカレツキ自身の理論は、5年後の Kalecki (1938) によって、初めて、提示されているものなのである。

2. カレツキのマクロ経済モデル

カレツキのマクロ経済モデルは、不完全競争を想定し、有効需要の論理にもとづき、国民所得の決定を示すものである。それは、以下の8本の方程式によって構成されている⁽⁸⁾。そこでは、封鎖経済が想定されており、また、政府部門は捨象されているなど、「Kalecki (1933) モデル」と、全て同一の仮定が置かれている。したがって、この場合もまた、同様に、「短期」の経済が想定されている。

$$(5) \quad Y_s = Y$$

$$(6) \quad Y = P + W$$

$$(7) \quad Y_d = C_k + A + C_w$$

$$(2) \quad C_k = B_0 + \lambda P$$

$$(8) \quad P = (1 - \alpha)Y$$

$$(3) \quad A = \bar{A}$$

$$(9) \quad C_w = W$$

$$(10) \quad Y_s = Y_d$$

(5)式は、Kalecki (1929, p. 15) において提示された表から得られている。それは、社会全体における付加価値の生産である総生産 Y_s が、その生産に携わった経済主体にたいして所得として余すことなく分配されるので、国民所得 Y に等しいことを表わしている。(6)式での、国民所得 Y は、Kalecki (1930) における生産物価値についての考察により、最終生産物価値として導き出すことができるものである。それは、Kalecki (1933) および Kalecki (1938) では、資本家と労働者からなる2階級モデルが想定されているので、国民所得 Y は、資本家の所得である粗利潤 P と労働者の所得である賃金 W の和に等しいものとして表わされている。(7)式は、総支出 Y_d を表わしている。それは、Kalecki (1929, p. 15) において、消費と投資から成り立つものであるとされている。しかしながら、Kalecki (1929), Kalecki (1933) および Kalecki (1938) によって、社会全体の消費は、資本家の消費 C_k と労働者の消費 C_w の和として捉えられるものであるとされているので、それに、投資 A を加えることによって、得られている。(2)式は、Kalecki (1933, p. 69) において明示されているものであり、資本家の消費関数を表わしている。その場合、資本家の消費 C_k は、基礎消費部分 B_0 と粗利潤に比例した λP の2つの部分から成り立つものであるとされている。 B_0 の値は、通常は正であるとされている。 λ は、1より小さい正の係数で、資本家の限界消費性向を表わしている。(8)式は、 α を労働分配率を表わすものとして、松谷 (2004, 65 頁) が Kalecki (1938) から導き出した、国民所得に占める利潤の分配を表わしている。これが、すなわち、Kalecki (1938) が、Kalecki (1933) モデルを進化させて、カレツキのマクロ経済モデルを形成するうえでの、まさに、「ミッシングリンク」とし

て捉えられるものであることを示している。(3)式は、Kalecki (1933) から導き出された投資関数である。そこでは、ある時点における粗蓄積 A は、その時点より以前に決定された外生変数として扱われていることにより、当該時点における投資 A は、所与で、一定 \bar{A} として表わされている。(9)式は、Kalecki (1933, p.69) における、「労働者の貯蓄を捨象する」という仮定から、労働者の消費 C_w は、賃金 W に等しいことを表わしている。これはまた、労働者の限界消費性向が、資本家とは異なり、1 に等しいことを表わしているので、(9)式は、労働者の消費関数を表わすものとして捉えられる。(10)式は、一般に「マクロ均衡条件」と呼ばれている関係式であり、総生産ないし総供給 Y_s と総支出ないし総需要 Y_d の事後的な均衡を示すものとして、Kalecki (1929, p.15) における、国民所得のバランスシートから導き出されるものである。

これら8本の方程式で構成されるモデルの未知数は、国民所得 Y 、粗利潤 P 、賃金 W 、資本家の消費 C_k 、粗蓄積ないし投資 A 、労働者の消費 C_w 、総生産ないし総供給 Y_s 、総支出ないし総需要 Y_d の8つであり、方程式の本数と未知数の個数は一致する。したがって、このモデルによって示される体系は、(11)式のように1本の方程式として表わすこともできる。

$$(11) \quad Y^* = \frac{B_0}{(1-\alpha)(1-\lambda)} + \frac{1}{(1-\alpha)(1-\lambda)} \bar{A}$$

(11)式において、資本家の基礎消費部分 B_0 は、一定と仮定されている。また、Kalecki (1938) により、労働分配率 α を決定する平均独占度 $\bar{\mu}$ は、短期において不変と想定されうるのである。したがって、 α はパラメーターと見なすことができる。そして、資本家の限界消費性向 λ もパラメーターと見なすことができる。したがって、当該時点における粗蓄積、すなわち、投資 A の水準が、過去の時点において決定されたものとして、いわば独立投資のように、一定 \bar{A} として与えられれば、当該の時点における国民所得が、均衡国民所得 Y^* として、決定されることを、(11)式は、表わしているのである。そして、このカレツキのマクロ経済モデルは、松谷 (2019) において吟味されているように、Keynes (1936) の解釈により、Samuelson (1939) によって初めて提示された「45度線モデル」に先立つものとして、Kalecki (1929), Kalecki (1930), Kalecki (1933), Kalecki (1938) により、カレツキ自身によって、独自に、展開されているものであり、それは、松谷 (2019, 65頁) が明らかにしているように、図1として提示することができるものなのである。

投資 \bar{A} は、すでに、(4)式において示されているように、資本家の消費 C_k にまで影響をおよぼすものであるとされている。資本家は、投資決意により、まさに、「自らの運命の支配者」なのであるが、それだけでなく、カレツキのマクロ経済モデルにおいて、(11)式として表されているように、1国の国民所得全体をも決定する経済主体なのである。しかも、(2)式において、資本家の消費 C_k は、その所得である粗利潤 P に依存し、「比較的非弾力的」⁽⁹⁾ なものであるとされているが、粗利潤 P にたいして、限界消費性向 λ が1より小さい正の係数として与えられて

る⁽¹⁰⁾。よって、短期限界費用 m は、以下のように、定式化されている。

$$(12) \quad m = d_m + s_m + w_m + r_m$$

一方、同じ時点における、価格は、以上の諸項目のそれぞれの平均費用、すなわち、 d_a , s_a , w_a , r_a の合計に、「平均資本家所得 (the average capitalist income)」 c_a (利潤と利子) を加えたものであるとされている。よって、次式が得られている⁽¹¹⁾。

$$(13) \quad p = c_a + d_a + s_a + w_a + r_a$$

いま、(13)式から(12)式を控除すれば、

$$(14) \quad p - m = c_a + (d_a - d_m) + (s_a - s_m) + (w_a - w_m) + (r_a - r_m)$$

が得られる。さらに、(14)式を価格 p で除すれば、Lerner (1934, p. 169) が「独占力の度合いの指標 (the index of the degree of monopoly power)」と呼んでいるものと形式上同一のものを、(15)式のように、「企業の独占度 (the degree of monopoly of the enterprise)」(Kalecki (1938, p. 100) μ として導き出すことができるとされている⁽¹²⁾。

$$(15) \quad \mu = \frac{p - m}{p}$$

また、(15)式を変形すれば、(15')式が得られる。

$$(15') \quad p\mu = p - m$$

そして、(15')式の両辺を産出量 x で乗じれば、次式が得られる。

$$(16) \quad xp\mu = x(p - m) = xc_a + x(d_a - d_m) + x(s_a - s_m) + x(w_a - w_m) + x(r_a - r_m)$$

経済の各企業について表された(16)式を、すべての企業について足し算すれば、(17)式が得られるとされている。

$$(17) \quad \sum xp\mu = \sum xc_a + \sum x(d_a - d_m) + \sum x(s_a - s_m) + \sum x(w_a - w_m) + \sum x(r_a - r_m)$$

(17)式において、 $\sum xc_a$ は、「集計的純資本家所得 (the aggregate net capitalist income)」であるとされている。それを C で表すことにしよう。そして、 $\sum x(d_a - d_m)$ については、限界減価償却費は平均減価償却費に比べて小さいので、「集計的減価償却費 (aggregate depreciation)」すなわち $\sum xd_a$ を D で表せば、 $D(1 - \alpha)$ として表すことができるとされている。 α は小さな正の分数である。これと同様に、 $\sum x(s_a - s_m)$ についても、「集計的給料 (aggregate salary)」すなわち $\sum xs_a$ を S で表せば、 $S(1 - \beta)$ と表記することができるとされている。 β は小さな

な正の分数である。また、 $\sum x(r_a - r_m)$ については、平均原料費がほとんど不変であると見なされているので、0に近く、無視されうるものであるとされている。

「集計的賃金額 (aggregate wage)」である $\sum xw_a$ は W で表されているが、それは、平均賃金費用曲線が、さまざまな種類の企業の間で異なっていることにもとづいて算出されている。Kalecki (1938, p.101) では、それらを3つに分類している。1つめは、ほとんどの産業について当てはまるものであるとされているが、そこでの肉体労働者の平均賃金費用曲線は、完全能力利用に到達するまで、ゆっくりと下落する、一定を維持する、あるいは、ゆっくりと上昇するものであるとされている⁽¹³⁾。2つめは、完全能力利用にいたる前に、平均賃金費用曲線がかなり急に下降するものであるとされている。その例として、鉄道業が挙げられている。3つめは、平均労働費用曲線が、産出水準の比較的早い段階において、急に上昇するものであるとされている。その例として、農業や鉱業が挙げられている。以上のように、平均賃金費用曲線を3つに分類したうえで、Kalecki (1938, p.101) は、考察の対象とする経済について、以下のように分析を加えている。2つめと3つめについては、それらの生産が、「集計的売上高 (aggregate turnover)」において、大きな割合を占めているものではないとしている。また、最初の2つの場合については、完全能力利用を超えるものではないとされているので、 $\sum x(w_a - w_m)$ は、「集計的賃金額」 W と比べると、おそらく、小さなものであろうとしている。したがって、実際に、経済における所得の最も大きな部分においては、ゆっくりと平均賃金費用曲線が変化する状況の下で生産されており、そこでは、平均賃金費用と限界賃金費用の差は、 W と比べて小さなものであるとされている。2つめと3つめの場合における、この差は、 W と比べて決して小さなものではなく、それぞれ、正であり負であるとされている。ただし、これら2つの場合は、いずれも、集計的売上高の大きな割合を占めているものではないとされている。よって、 $\sum x(w_a - w_m)$ は、「集計的賃金額」 W と比べると、おそらく、小さなものであろうとされている。それは、 γW として表されるものであるとされているが、その場合、 γ は、正あるいは負の小さな値の分数であるとされている。

以上のような分析の結果が妥当するのは、「高度に発展した工業経済 (highly developed industrial economies)」(Kalecki 1938, p.101) の場合であるとして、(17)式を、以下のように書き表している。

$$(18) \quad \sum xp\mu = C + D(1 - \alpha) + S(1 - \beta) + \gamma W$$

(18)式は、さらに、

$$(18') \quad \sum xp\mu = (C + D + S) - (D\alpha + S\beta - \gamma W)$$

と書き改められている。(18)式、(18')式において、 α 、 β 、 γ は、それぞれ、小さな分数であるとされている。したがって、 $D\alpha$ と $S\beta$ は、 $C + D + S$ と比べて小さな値をとるものであることは

明らかであるとされている。また、 γW についても、同様であると見なされている。W は、Kalecki (1938, pp. 98, 99) に掲げられた統計が示しているように、「粗所得 (gross income)」Y の半分に満たないものである。つまり、 $Y - W = C + D + S$ に比べて、小さなものである。それゆえに、 $D\alpha + S\beta - \gamma W$ も、また、 $C + D + S$ と比べて小さなものとされている。よって、「妥当な近似値 (a good approximation)」として、

$$(19) \quad \sum xp\mu = C + D + S$$

が得られるとされている⁽¹⁴⁾。そして、「集計的売上高」を T で表せば、それは、 $T = \sum xp$ であるので、(19)式の両辺を、この「集計的売上高」で除すれば、

$$(20) \quad \frac{\sum xp\mu}{\sum xp} = \frac{C + D + S}{T}$$

が得られる。したがって、(20)式は、さらに、

$$(21) \quad \bar{\mu} = \frac{C + D + S}{T}$$

として表されるとされている。(21)式における左辺の $\bar{\mu}$ は、「加重平均独占度 (the weighted average of the degree of monopoly)」を表すものであるとされている。よって、「集計的売上高中の粗資本家所得と給料の相対的分け前は、近似値を大きくとれば、平均独占度 (the average degree of monopoly) と均等になる」(Kalecki 1938, p. 102) のものであるとされている。

しかしながら、この(21)式は、Kalecki (1938, p. 102) によって、「逆説的な (paradoxical)」性格をもつものであるとされているのである。というのは、もし、自由競争の場合であれば、平均独占度 $\bar{\mu}$ は、0 に等しくなるからである。その場合には、資本家所得が得られないだけでなく、減価償却費や給料を賄うことさえもできなくなる。それは、つまり、自由競争の場合には、粗所得が、全て、賃金に吸収されることになるということを表しているのである。このような「逆説 (paradox)」にかんして、実は、平均独占度 $\bar{\mu}$ を表す(21)式は、2つの「現実も同然 (quite realistic)」(Kalecki 1938, p. 102) といった仮定によって、成立するものであるということが明らかにされている。それら2つの仮定とは、次のものである (Kalecki 1938, pp. 102-103)。(i)大部分の企業において、完全能力利用点に至るまで、肉体労働および原料にかんする短期限界費用曲線は、短期平均費用曲線と大して違わない。(ii)これらの企業の産出量は、たいてい、この点までには達していない。これら2つの仮定が、現実としてありうるのは、独占や不完全競争が存在する場合だけであるとされている。なぜならば、自由競争の場合には、第2の仮定の下では、企業は閉鎖を余儀なくされることになるからであるとされているのである。

2. 「ミッシングリンク」と「第1連結環」

ところで、(21)式は、次のように書き換えられる。

$$(22) \quad \bar{\mu} = \frac{Y-W}{T}$$

(22)式の両辺に、 T/W を掛ければ、次式が得られる⁽¹⁵⁾。

$$(23) \quad \frac{W}{Y} = \frac{1}{1 + \bar{\mu} \frac{T}{W}}$$

いま、「労働分配率」を、1より小さい正の値をとるものとして、記号 α で表せば、(23)式は⁽¹⁶⁾、

$$(23') \quad \frac{1}{1 + \bar{\mu} \frac{T}{W}} = \alpha$$

と書き表される。(23')式は、国民所得における労働分配率は、独占度に依存し、独占度が上昇すれば、労働分配率は減少するものであることを表している。いま、ここで、(21)式における、 $C+D+S$ を、Kalecki (1933, p. 68) にならって、「粗利潤」 P として一括すれば、

$$(21') \quad \bar{\mu} = \frac{C+D+S}{T} = \frac{P}{T}$$

を得る。そこでは、松谷 (2004, 73 頁) が明らかにしているように、 P/T は、超過利潤である資本家所得 C が 0 のとき、1 未満の正のある値を最小値として取り、また、粗利潤 P は集計的売上高 T 以上にはならないので、 C が 0 の場合の値よりも大きな 1 未満の正のある値を最大値として、その範囲内を独占度に応じて変化するものであることを表している。そして、このような平均独占度 $\bar{\mu}$ の動きを反映して、その動きとは逆向きの方向に変動するのが、(23')式として表された労働分配率 α なのである。つまり、 α の値は、平均独占度 $\bar{\mu}$ が最小値として 1 未満の正のある値を取るとき、最大値として 1 未満の正のある値を取り、一方、平均独占度 $\bar{\mu}$ が最大値として、1 未満の正のある値を取るとき、 α は、最小値として 1 未満の正のある値を取るものであることを表している。

(23)式および(23')式による α の定義式から、

$$(24) \quad W = \alpha Y$$

が得られる。上述のように、 α の値は平均独占度 $\bar{\mu}$ の動きとは逆向きの方向に変動し、独占度が上昇すれば α は小さくなるため、このとき(24)式は、国民所得に占める賃金の比率の低下することを表している。そして、この(24)式と(6)式 $Y = P + W$ により、「カレツキのマクロ経済モデル」の形成に不可欠な「構成要素 (building block)」としての

$$(8) \quad P = (1 - \alpha)Y$$

が得られるのである。このことは、有効需要の論理にもとづいて、国民所得のうちの利潤所得の決定しか明らかにすることができなかつた Kalecki (1933) — それは、マクロ経済学を成立させるための「基盤」、すなわち、「マクロ経済学の基本前提」(松谷 2020b) を提示しているのものであるが — を、国民所得の決定を示すモデルへと発展させるのに不可欠な理論を提示しているものとして Kalecki (1938) があり、それは、言い換えれば、不完全競争を想定し、資本家と労働者からなる 2 階級モデルである、「カレツキのマクロ経済モデル」を成立させるうえで必要だが、Kalecki (1933) には欠けていた諸要素を補完するもの (すなわち「ミッシングリンク」) となっていることを表しているのである。

ところが、その Kalecki (1938) は、「ミッシングリンク」としてだけでなく、「所得」をめぐる「長期」と「短期」をつなぐ「基盤」を形成している、「連結環」としての性質をも有しているものであるということが明らかにされる。松谷 (2004, 59 頁) も指摘しているように、実際に、カレツキは生涯にわたって景気循環の研究に取り組んだのであったが、その領域における彼自身の最後の論文で、「長期的趨勢とは、短期的状態の連鎖の、緩慢ながらも変化し続ける構成要素にすぎず、独立した実体などもたない」(Kalecki 1968, p. 263) のものであると主張している。そのうえで、成長理論においても、景気循環理論と同様に、「投資により創出された有効需要が利潤と国民所得に与えるインパクト」(*ibid.*) と「経済活動の水準とその変化率によって決定される投資決意」(*ibid.*) にもとづいたアプローチが採用されるべきであると主張している。このような「長期」と「短期」についてのカレツキの見方をふまえれば、短期における国民所得の決定の理論が、カレツキの長期の経済の理論の根底にあることが明確に認められる。そして、その根底としての短期の経済についての理論を成立させている「ミッシングリンク」としての Kalecki (1938) は、いわば、このように国民所得の決定をめぐる分析上の、「長期」と「短期」の結びつきの成立を可能にしている「連結環」としての機能も果たしているものとして捉えることができる。よって、このような性格を有する Kalecki (1938) を、カレツキ経済学における「第 1 連結環」と呼ぶことにしよう。

3. 「第 2 連結環」

そのような「ミッシングリンク」および「第 1 連結環」としての性格を表している Kalecki (1938) によれば、産出物の分配は、あらゆる場合 (moment) において、独占度によって決ま

るものであるとされている (Kalecki 1938, p. 103)。ここでいう「あらゆる場合」とは、「長期 (the long run)」と「短期 (the short period)」の両方を指している。(21)式は、純粋に短期の考察にもとづいて、導出されているものであるが、しかし、これら両方の期間にたいして効力をもつものであるとされているのである。つまり、興味深いことに、支配的な見解とは異なり、「資本と労働の代替の弾力性 (the elasticity of substitution between capital and labour)」, そして、「発明 (inventions)」は、いずれも所得分配にたいして直接的な影響を与えるものではないとされているのである。

分配についての長期分析は、一般に、産出を、抽象的に捉えた資本と労働という、わずか2つの変数の関数とする、単純化しすぎた描出にもとづいて、おこなわれているとされている。そして、そのようにして、短期費用曲線は、人為的に、この分析から排除されているものであるとされている。しかしながら、先の(21)式にかんする、「現実も同然」(Kalecki 1938, p. 102) といった2つの仮定にもとづけば、短期費用曲線は、「独特の形状 (a special shape)」(Kalecki 1938, p. 103) をもつものとなり、それによって、分配の構造 (mechanism) から、独占度以外の要素を取り除くことが可能になっているとされているのである⁽¹⁷⁾。つまり、関係する諸問題を明快に説明するために、産業の産出物の長期分配は、短期費用曲線の形状に依存するものであることについて考察が展開されているのである。

ある特定の商品は、生産物単位当たり、事実上、労働と原料を必要とする、さまざまな種類の生産設備を用いて生産することができるものであるとされている。しかしながら、その生産状況は、どんな種類の生産設備を選ぶかによってだけでなく、また、その利用の仕方によっても、左右されるものであるとされている。つまり、機械の種類を変えるだけでなく、同じ機械を、1交替制あるいは2交替制で、扱うこともできるとされているのである。

そのうえで、まず、Kalecki (1938, p.103) では、自由競争を想定することにより、考察が進められている。その場合、考察の対象とされる商品の生産において適用されうる、それぞれ代替的な種類の設備の肉体労働と原料についての短期限界費用曲線と短期平均費用曲線は、横軸で産出量、縦軸で費用をそれぞれ測る二次元空間において、ともに右上がりの曲線として描かれるとされている。また、それら2曲線の勾配については、前者が後者よりも大きく、短期限界費用曲線は、短期平均費用曲線の最低点において交差し、切り上がって描かれるものであるとされている。そして、短期平均費用曲線の最低点よりも高い産出量水準における、限界費用と平均費用の較差にその産出量を乗じた値が、純資本金所得、減価償却費、給料の合計額を表し、その場合の平均費用に産出量を乗じた値が、肉体労働と原料を合わせた費用を表すとされている。

長期均衡の位置を確定するために、まず、それぞれの種類の生産設備にたいして、市場で決定されたそれぞれの価格の水準が明らかにされる。そして、その価格水準の下で決定された産出量水準において、平均費用を超えた限界費用の領域において、給料、減価償却費、利子、そして、「正常利潤 (normal profit)」(すなわち、当該産業が拡張もしなければ縮小もしない状況の下で

の利潤率)が賄われるものとされている。この価格水準が、所与の種類生産設備に与えられた、「正常価格 (normal price)」であるとされている。そして、それに応じて、この生産設備の利用が、「正常利用 (normal use)」であるとされている⁽¹⁸⁾。したがって、長期においては資本設備が変化するので、あらゆる種類の生産設備のなかから、最も低い正常価格が与えられている生産設備が選ばれることになるかとされている。そして、その選ばれた種類の生産設備の正常利用が、「長期均衡 (long-run equilibrium)」を表すものであるとされている。したがって、生産規模の変化に応じたさまざまな種類の生産設備に対応した各々の短期限界費用曲線の形状が、長期均衡の形成に影響を与えていることが明らかにされているのである (Kalecki 1938, pp. 103-104)。

そのうえで、もし、基礎的事実についての何らかの変化 (例えば、利子率の変化や新たな発明)が生じた場合には、長期均衡は移動することになるとされている。すなわち、新たな種類の生産設備が、「正常な (normal)」方法で利用されるので、一般に、二次元空間に描かれた純資本家所得、減価償却費、給料の合計を表す領域と肉体労働と原料の費用の合計を表す領域の関係が、当初と異なるものになるであろうとされている。そして、それは、支配的な長期分配理論と完全に一致するものであるとされている。

ところが、それは、「純粹に短期の考察にもとづいて導出されている」(Kalecki 1938, p. 103)ものである(21)式にかんして、独特の形状をもつ限界費用曲線を想定し、そして、自由競争ではなく、一定の所与の独占度を認めるならば、「真実ではない」(Kalecki 1938, p. 104)ということになるものであると主張し、Kalecki (1938, pp. 104-105)においては、次の段階の考察が展開されているのである。

その場合、図2において示されているように、点Aの産出水準まで、短期限界費用曲線が、肉体労働と原料についての平均費用曲線と大きく異なるものではないということは、当然である

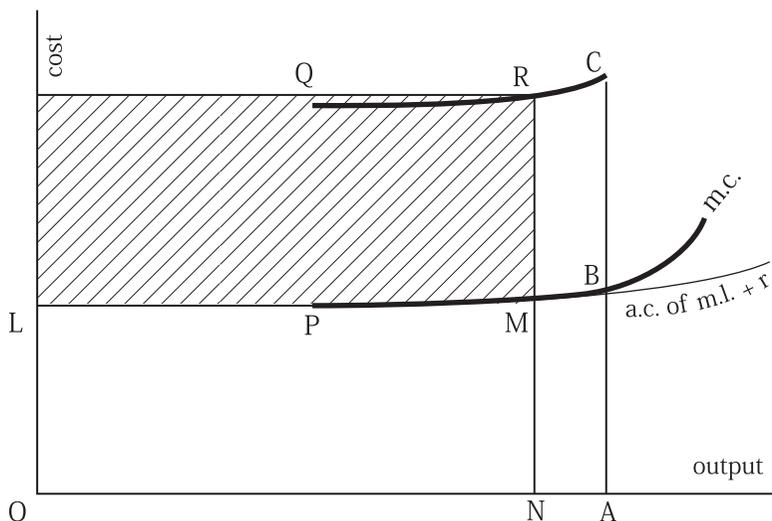


図2 Kalecki (1938, p. 105)

とされている。それら2曲線は重なり合う形で、横軸にたいして水平的な曲線 PMB として描かれているのである。所与の独占度の下では、価格 p と限界費用 m の関係は、一定であり、 $1/(1-\mu)$ で表されるものであるとされている⁽¹⁹⁾。したがって、産出量が OA 以下であるならば、その産出量水準に対応した価格は、曲線 QRC で表されるものであるとされている。その場合、その曲線について縦軸で示される値は、曲線 PMB についての縦軸で表された値に比例しているものであるとされている。図2における、利潤、利子、減価償却費、および、給料を表す「斜線領域」の、賃金と原料費を表す「非斜線領域」にたいする比率は、 $\mu/(1-\mu)$ に等しいとされている⁽²⁰⁾。つまり、独占度が不変であるかぎり、分配関係は不変にとどまるものであるということが示されているのである。

では、このような不完全競争の場合における「長期均衡」について、考えてみよう。その場合、自由競争の場合と全く同様に、各々の種類の生産設備の「正常利用」が定義されて、その場合に「正常利潤」が得られるとされている。長期均衡は、独占度は当面において所与であると仮定された下で、異なる種類の設備を使用した場合、より高い「正常利潤」を得ることは不可能であるという種類の設備の「正常利用」によって表されるものであるとされている。もし、基礎的事実が変化したならば、新たな長期均衡は、異なる種類の設備の「正常利用」によって表されることになることとされている。その場合、当該生産物の長期均衡価格も、また、変化することになるとされている。しかしながら、長期均衡価格の肉体労働と原料についての平均費用との関係は、変化しないものであるとされている。というのは、あらゆる種類の生産設備における限界費用曲線は、肉体労働の平均費用曲線と一致しており、また、価格の限界費用との関係に等しい独占度は、所与であると仮定されているからなのである。そのようにして、産出物の要素間の分配は、図2における「斜線部分」と「非斜線部分」の関係によって表されているように、独占度が変化しないかぎり、そしてまた、長期均衡における設備の利用が完全能力利用を表す点 A の水準にまで到達していないかぎり、基礎的事実の変化によって、影響を受けるものではないとされているのである。

以上は、「一定の所与の独占度を認める」(Kalecki 1938, p. 104) ものであり、かつ、産出物の要素間の分配が「基礎的事実の変化によって影響を受けるものではない」(Kalecki 1938, p. 105) という、いわば、「強い仮定」の下でなされている考察である。しかしながら、次に、Kalecki (1938, pp. 105-106) では、これらの「強い仮定」を外す形で、さらなる考察が展開されているのである。つまり、「基礎的事実の変化は、当然のことながら、また、独占度にたいして影響を及ぼす可能性があるものである」(Kalecki 1938, p. 105) と明言したうえで、考察が進められているのである。例えば、利子率あるいは技術進歩 (technical progress) の変化は、独占度にとって最も重要な、企業の大きさに影響を及ぼすものであるとされている (Kalecki 1938, pp. 105-106)。ただし、企業規模の変化は、生産設備の種類の変化の特別な場合として扱われうるものであるとされている。そのようにして、基礎的事実の変化とそれに起因する企業規模の変

化は、所得分配に影響を及ぼすものであるとされているのである。しかし、それは、これまでのカレツキによる考察から得られた結果と矛盾するものではないとされているのである。なぜならば、そのような影響が現れるのは、独占度という経路 (channel) を通してのものであるとされているからなのである。

以上により、分析上、「長期」にたいして、「短期」が依然として「基盤」として据えられていることが、認められるということになるのである。つまり、Kalecki (1938) において、「短期」にもとづく分析の結論——すなわち、産業の産出物の分配は独占度によって決定されるということ——は、基本的に「長期」についても適用できるものであるとされているのである。そのような Kalecki (1938) による分析は、いわば、要素間の分配をめぐる「長期」と「短期」という2つの異なる期間を結びつける「連結環」として捉えることができるものなのである。これを「第2連結環」と呼ぶことにしよう。

IV. 考 察

「連結環」としての性質をもつ Kalecki (1938) の分配理論が組み込まれることにより成立している「カレツキのマクロ経済モデル」においては、1国の経済全体を左右するものとして粗蓄積 (投資) が捉えられている。そして、それは、「投資財注文 (investment orders)」(Kalecki 1933, p. 70) として表されている、資本家の投資決意によって決まるものであるとされている。実は、この投資決意とのかかわりにおいて、Kalecki (1938) を捉えることにより、そこでの図2の「謎」を解明することができるのである。その場合、手がかりとなるのが、「粗収益性」という概念である。

1. 粗収益性

(1) ミクロ的基礎へのプレリュード

資本家による、自律的な変数として捉えられている、そしてまた、1国の経済を左右することになる、粗蓄積 (投資) A の決定は、当該期間より以前において「投資財注文」 I として意思決定されたものであるとされている。したがって、 A は当該期間においては、外生変数 \bar{A} として捉えられることになる。では、その意思決定とは、どのようにしてなされるものなのであろうか。Kalecki (1933, p. 80) によれば、それによって「資本家が自らの運命を支配する」粗蓄積 (投資) A は、「客観的な諸要素 (objective factors)」によって決定されるものであるとされている。粗蓄積 A は、「投資財の生産」に等しいものであるが、それは、投資財の生産よりも以前の期間における「投資財注文」によって決定されるものであるとされている。そして、その「投資財注文」にたいする意思決定は、その期間における「収益性 (profitability)」にもとづいて決定されるものであるとされている。そして、その場合の「収益性」とは、その期間の「粗蓄積

(gross accumulation)」と「資本設備の規模 (the volume of capital equipment)」にもとづくものであるとされている。

なぜ、「収益性」が、「粗蓄積」と「資本設備の規模」にもとづくものとして捉えられるとされているのであろうか。それは、カレツキによって捉えられている「収益性」が、「資本設備の規模」(K) にたいする「粗利潤」(P) の比率としての、「粗収益性」(P/K) のことであるとされているからなのである (Kalecki 1933, p. 74)。いま、ここでふたたび、「Kalecki (1933) モデル」に立ち返ってみよう。それは、(1), (2), (3)式からなる方程式体系であった。それら3つの方程式により、次式が得られる。

$$(25) \quad P = \frac{1}{1-\lambda}(B_0 + \bar{A})$$

したがって、「粗収益性」(P/K) は、

$$(26) \quad \frac{P}{K} = \frac{(B_0 + \bar{A})/(1-\lambda)}{K}$$

として表すことができる。(26)式において、資本家の限界消費性向 λ は、パラメーターと見なすことができるものであり、また、資本家の基礎消費 B_0 は、一定と見なすことができるものとされている。したがって、Kalecki (1933, p. 80) が主張しているように、「収益性」(P/K) にもとづいてなされるものであるとされている、資本家の「投資財注文」にたいする意思決定は、「客観的な諸要素」として捉えられている、「粗蓄積」と「資本設備の規模」にもとづいてなされるものであるということになるのである。

このように、粗蓄積(投資) A は、それ以前の期間における「投資財注文」I によって決定されるものであるとされ、その投資財注文にたいする意思決定は、粗利潤 P の資本設備 K にたいする比率、P/K (粗収益性) の関数であるとされているのである。

Kalecki (1933, p. 98) によれば、粗収益性 P/K は、以下のように、2つの要素に分解され得るものであるとされている。

$$(27) \quad \frac{P}{K} = \frac{P}{Y} \times \frac{Y}{K}$$

(27)式において、Y は総生産である。また、右辺に掲げられた第1の要素としての P/Y は、単位産出量あたりの粗利潤を表すものとしての「粗利潤マージン (the gross profit margin)」(Kalecki 1938, p. 99) である。そして、第2の要素としての Y/K は、「資本設備の稼働率 (the degree of utilization of capital equipment)」を表している。「粗利潤マージン」(P/Y) と「設備稼働率 (capacity utilization)」(Y/K) は、同時に、上昇したり、低下したりするもので

あるとされているので、これらはそれぞれ、「粗収益性」 P/K の増加関数であるとされている (Kalecki 1933, pp. 99-100)。そして、「もし、粗蓄積〔A〕が増加するならば、それによる追加的な粗利潤〔P〕が実現するように、結果的に、総生産〔Y〕も……増加しなければならないのである」(Kalecki 1933, p. 98)とされているように、「粗収益性」(P/K)、「粗利潤マージン」(P/Y)、「設備稼働率」(Y/K)の3つは、景気循環の上昇局面においてともに上昇し、下降局面においてともに低下するものであるとされている (Kalecki 1933, p. 100)。

Kalecki (1933, pp. 106-107)では、「カルテル (cartels)」の場合を取り上げて、不完全競争市場の経済において、カルテルを形成している個別企業について分析を加えている。その場合、既存の工場の「収益性」は、「設備稼働率の変化」に伴い変化するものであるとされている。よって、この「収益性」こそが、「投資活動 (investment activity)」を決めるものであるとされているのである (Kalecki 1933, p. 107)。そして、また、このような不完全競争の場合には、独占度が一定である限り、「粗利潤マージン」(P/Y)は、「一定 (constant)」に維持されるものであるとされている。したがって、重要なのは、「粗収益性」(P/K)の変化が、「設備稼働率」(Y/K)においてのみ現れるということであるとされているのである (*ibid.*)。

さらに、そのような分析は、Kalecki (193, p. 98)において、

$$(28) \quad \frac{I}{K} = f\left(\frac{P}{K}, i\right)$$

として示されている。(28)式における、「投資財注文」 I の「資本設備の規模」 K にたいする比率 I/K は、「投資決意」を表すものであるが、それは、「粗収益性」 P/K の増加関数であり、利子率 i の減少関数であるとされている。「投資決意」は、資本設備量を変化させる、「長期期待 (long-term expectation)」にかんするものなのであるが、その「粗収益性」を解析すると、それは、「設備稼働率」、すなわち、所与の生産設備の下での産出量を決定する「短期期待 (short-term expectation)」と関連づけられて捉えられるものであることが、明らかにされているのである。したがって、ここに、「長期期待」と「短期期待」という、「期待」をめぐる2つの異なる期間の間における「結びつき (linkage)」を見出すことができるのである。これが、「長期」と「短期」をつなぐ、もう1つの「連結環」であり、それを「第3連結環」と呼ぶことにしよう。そして、この「第3連結環」を導き出している P/K の解析について、ミクロ分析をおこなっているのが、Kalecki (1938, p. 105)で提示されている図2なのである。

ところで、以上の(27)式は、Kalecki (1938)から導出された、カレツキのマクロ経済モデルを成立させるうえでの「ミッシングリンク」としての(8)式により、以下のように書き換えられる。

$$(29) \quad \frac{P}{K} = (1-\alpha)\frac{Y}{K}$$

(29)式は、カレツキ自身によって提示されているものではないが、そこでは、労働分配率 α を決定する平均独占度 $\bar{\mu}$ は、短期において不変であると想定されうるものであるとされているので、 α はパラメーターと見なすことができる。したがって、「設備稼働率」 Y/K の係数である $(1-\alpha)$ は、不変であると見なしうるものである。Kalecki (1933) において、「利潤マージン」 P/Y は、短期において、不完全競争の場合、一定に維持されるものであるとされているので、(29)式は、(27)式との間に整合性を認めることができるものとして、提示され得るのである。

(2) 投資資金調達

(1)式として表されているように、資本家は、その消費と投資にたいする意思決定により自らの所得を決定する、「自らの運命の支配者」(Kalecki 1933, pp. 79-80) であるとされている。また、(2)式により、資本家の消費 C_k は、その所得である粗利潤 P によって決まるものであることが示されている。しかし、それは、また、資本家の意思決定による投資 \bar{A} の影響を受けるものであることが、(4)式により、明らかにされている。そして、その投資 \bar{A} については、1国全体の経済を左右するものであることが、(11)式により、明らかにされている。そのような意味で、資本家は、「自らの運命の支配者」としてだけでなく、「経済の運命の支配者」としての性格をもつ経済主体であることが明らかにされている。では、そのような性質をもつ資本家の有効需要としての投資 A が実行される場合、その「購買力の裏打ち」(川口 1977, 180 頁) は、Kalecki (1933) において、どのようなものであるとされているのであろうか。Kalecki (1933) では、有効需要である投資の「手段 (means)」(Kalecki 1933, p. 80) として、投資資金調達のメカニズムについての分析が加えられている⁽²¹⁾。その場合、信用膨張にとっての「本質 (essence)」であるともされている「貨幣市場の『技術的』諸要素 (the 'technical' elements of the money market)」⁽²²⁾を捨象するならば、投資財の生産を増加するにあたり、「資本家は、全体として見れば、貨幣を必要としない (capitalists as a whole do not need money)」(Kalecki 1933, p. 80) ものであるとされている。なぜ、資本家は、「貨幣を必要としない」のであろうか。これについて、—ただし、この場合の「貨幣」とは、「貨幣市場の『技術的』諸要素を捨象する」(Kalecki 1933, p. 80) ということが前提とされているので、「信用創造」などによる「新たな貨幣」を指しているものであると思われるが— Kalecki (1933, p. 80) では、注文した投資財の生産にたいする支出が、その生産に携わった企業にとっての売上となり、「実現された利潤 (realized profits)」として、銀行口座に還流されることになるからであるとされている。しかも、その場合、ある資本家が支払のために、その預金口座から引き出した金額が、他の資本家にたいして支払われて銀行に還流する場合だけでなく、その支払が銀行からの借入によって賄われる場合についても当てはまるものであるとされている。つまり、同額の資金が、投資財の生産を手がける企業によって「実現利潤」という形で受け取られることにより、それが、銀行に還流されて、負債が完済されることになるからであるとされている。したがって、「この循環はそれ自体で完結す

ることになる (the circle will close itself)」(Osiatyński 1990a, p. 472) というものであることを示しているのであるが、それは、さらに、「セーの法則 (Say's law)」を否定することにより、「マクロ経済学の基本前提」を形成する、投資は貯蓄によって決定されるものではないということについても明らかにしているものなのである。この「循環」において、「ある資本家の支出は、他の資本家の利潤に転換される」(Kalecki 1933, p. 80) ものであることが明らかにされているのであるが、このことは、さらに、投資は「それ自らの資金調達をおこなう (finance itself)」⁽²³⁾ という、カレツキ独自の洞察を導き出しているのである。そしてまた、その洞察が、カレツキのマクロ経済学を成立させる、有効需要の理論についての、1つの不可欠な条件を表わしているものとして捉えることができるものなのである。ただし、以上の議論において、銀行預金額は変化しないという想定がなされている。

(3) ミクロ的基礎

Kalecki (1933) は、「粗収益性」 P/K の分析にたいして、「ミクロ的基礎」を与えている。Kalecki (1933, p. 73) によれば、所与の時点における「投資財注文の規模 (the volume of investment orders)」は、「予想純収益性 (the anticipated net profitability)」によって決まるものであるとされている。いま、資本設備の建設に投下される資本を k 、「予想粗利潤 (the anticipated gross profit)」を p として、それぞれ表すことにしよう。そして、この「予想粗利潤」(p) から、以下の諸項目を差し引けば、「予想純収益」(p_n) が得られるとされている。その諸項目とは、以下の3つである。(i)「減価償却」(βk)。 β は減価償却率である。(ii)「資本 k にたいする利払い総額」(ik)。 i は利子率である。(iii)「将来的な流動資本 (the future circulating capital) にたいする利息総額」($i\gamma k$)。将来的な流動資本は、固定資本 k と比例的な関係をもつものであるとされており、よって、その関係性を表すものとして係数 γ が与えられている。したがって、固定資本 k にたいする投資についての「予想純収益性」(p_n/k) とでも呼ばれるべきものは、以下のように表されるとされている。

$$(30) \quad \frac{p_n}{k} = \frac{p - \beta k - ik - i\gamma k}{k} = \frac{p}{k} - \beta - i(1 + \gamma)$$

(30)式における2つの係数 β および γ は、景気循環を通じて、一定であると仮定されている。また、 i は、所与の時点における、利子率であるとされている。そして、 p/k は、現存する工場 (existing plants) の「現実の粗収益性 (the actual gross profitability)」から推定される「予想粗収益性 (the anticipated gross profitability)」であるとされている。

所与の時点において存在する、これらの工場の資本設備の規模を K としよう。これらの工場がもたらす「総粗利潤 (total gross profits)」は、「集計された実質粗利潤 (aggregate real gross profits)」(P) に比例しているものであるとされている。したがって、現存する工場の取

益性は、「粗収益性 (gross profitability)」と呼ばれる比率、 P/K に比例するものであると見なされている。よって、「予想粗収益性」 p/k は、「粗収益性」 P/K にもとづいて推定されうるものであるとされている。

ところで、「粗収益性」 P/K と「利率」 i の関数として捉えられるのは、「投資財注文」 I ではなく、「投資財注文」 I の「資本設備の規模」 K にたいする比率、すなわち、 I/K として捉えられるべき「投資決意 (investment decisions)」であるとされているのである。なぜならば、 P と K が同じ比率で増加した場合、 P/K の値は以前と変わらぬままということになるのにはたいし、一方、 I の値は、 P や K と同じ比率で増加することが考えられるからであるとされている。したがって、「投資財注文」 I の動向については、「資本設備の規模」 K とのかかわりによって捉えられるものとして、その関係が、(28)式として表されているのである。

$$(28) \quad \frac{I}{K} = f\left(\frac{P}{K}, i\right)$$

(28)式において、 f は、「粗収益性」 P/K の増加関数であり、かつ、「利率」 i の減少関数であるとされている。

そして、その「利率」 i については、景気循環のなかで、景気の上昇局面においては上昇し、下降局面においては低下するものであるということが知られているので、これは、「先験的なもの (*a priori*)」として捉えられるとされている⁽²⁴⁾。そうすると、「利率」 i は、「粗収益性」 P/K の増加関数として捉えられることになるので、(28)式は、近似的に、

$$(31) \quad \frac{I}{K} = \psi\left(\frac{P}{K}\right)$$

として表すことができるものであるとされている。Kalecki (1933, p. 74) によれば、利率 i は、『市場』利率 ('market' rate) であるとされているので、中央銀行の介入や「確信の危機 (crisis of confidence)」⁽²⁵⁾ がない限り、(31)式に示されているように、 I/K は、「粗収益性」 P/K の増加関数として捉えられるものであるとされている⁽²⁶⁾。それゆえに、「利率は、投資決意にたいして、二次的な重要性しかもたない」(Kalecki 1933, pp. 97-98) ものであるとされている。つまり、(31)式としても示されているように、「最も重要な要素は、疑いなく、既存の工場によってもたらされている粗収益性である」(Kalecki 1933, p. 98) ということになるとされているのである。

2. Kalecki (1938) 図2の「謎」と「第3連結環」

(1) 「第3連結環」

(i) 「長期」と「短期」

さて、それでは、Kalecki (1938) の図2の「謎」を解くにあたり、Kalecki (1933) が提示している「第3連結環」について、とりわけ、そこにおける、「長期期待」と「短期期待」を結びつけている「粗収益性」という概念について、これまでの議論を整理してみよう。

(31)式により、「投資決意」を表すものとしての I/K は、「粗収益性」 P/K の増加関数であるとされている。そして、その「粗収益性」は、数学的に分解して、「粗利潤マージン」 P/Y と「設備稼働率」 Y/K の積として捉えられている。また、不完全競争が想定されている短期の経済においては、独占度は一定で所与であると見なされているので、労働分配率は一定であり、ゆえに、粗利潤マージンは一定であると見なされている。したがって、(8)式と(27)式により導出された(29)式が示しているように、「[設備稼働率 Y/K] は、粗収益性 $[P/K]$ の増加関数である」(Kalecki 1938, pp. 99-100) ということになるとされている⁽²⁷⁾。

もちろん、その「投資決意」 I/K は、「長期期待」にかかわるものであるが、(27)式が示しているように、「投資決意」を左右する「粗収益性」 P/K は、「設備稼働率」 Y/K との関係を含むものであることが明らかにされている。「設備稼働率」とは、「短期期待」にかかわるものである。したがって、このように、Kalecki (1933) では、「期待」をめぐる「長期」と「短期」が関連づけられて、「第3連結環」が提示されているのである。

(ii) 「長期期待」

ところで、一方、Kalecki (1933, p. 73) においては、「粗収益性」についての「ミクロ的基礎」が提示されているのだが、それは、「長期期待」にかんするミクロ分析なのである。つまり、個別企業における、投資決意の決定要因として、「予想純収益性」 p_n/k が取り上げられて、それについての分析がなされている。そこでは、投資決意、したがってまた「投資財注文の規模」 I は、「予想純収益性」 p_n/k の増加関数として捉えられるものであるとされている。そして、その「予想純収益性」は、「予想粗収益性」 p/k の増加関数であり、それは、「粗収益性」 P/K により推定されるものであるとされている。なぜならば、 p/k は、 P/K に比例するものであるとされているからである⁽²⁸⁾。しかし、「既存の工場の収益性は、……設備稼働率の変化に伴い変化しうるものである」(Kalecki 1933, p. 107) とされているのである。したがって、個別企業の所得を y で表すならば、「予想粗収益性 p/k は、設備稼働率 y/k の増加関数である」と見なすことができる。それゆえに、この Kalecki (1933) によって提示された、「粗収益性」についてのミクロ分析によれば、「投資決意は、設備稼働率の増加関数である」と結論することができることになる。それが表していることは、「長期期待」の形成の根底には、「短期期待」があるということなのである。すなわち、カレツキの経済学においては、「長期期待」が「短期期待」にもとづいて

形成されるものであるということを明らかにしているのである。このように、「期待」をめぐる「長期」と「短期」という、異なる2つの期間が結びつけられているのが「第3連結環」なのである。

では、その「第3連結環」を形成している「短期期待」は、どのようにして形成されるものなのであろうか。実は、それを明らかにしているのが、Kalecki (1938, p. 105) の図2なのである。そして、それは、Kalecki (1933) のマクロ理論により導き出されている「第3連結環」を表す(27)式により提示されている、「〔設備稼働率 Y/K 〕は、粗収益性 $[P/K]$ の増加関数である」(Kalecki 1938, pp. 99-100) という命題にたいして、「マイクロ経済学的基礎」を与えるものなのである。

(2) Kalecki (1938) 図2の「謎」

Kalecki (1938, p. 105) の図2では、不完全競争が想定され、個別企業の価格設定が表されている。そこでは、重なり合う限界費用曲線と平均費用曲線が、生産設備の完全能力利用点としての点Aまで、曲線PMBとして水平的に描かれている。そして、それにたいして平行な曲線QRCが、上方に描かれている。したがって、通常、不完全競争市場において描かれている、右下降り需要曲線は、そこにはない。供給曲線は、通常、限界費用曲線により描かれているものである。それにしたがえば、この図2における曲線PMBが供給曲線ということになる。

それでは、その上方に平行した形で描かれている水平的な曲線QRCが需要曲線ということになるのであろうか。通常、総収入を産出量で除したものが平均収入であり、平均収入曲線が需要曲線であるとされている。また、産出量の増加分にたいする総収入の増加分が限界収入であり、通常、平均収入曲線の下方に限界収入曲線が描かれている。独占の場合、限界費用と限界収入が一致する水準に産出量が決まり、その産出量水準における平均費用曲線とそれを上回るところに位置している平均収入曲線（需要曲線）との乖離の大きさを産出量と乗じたものが独占利潤として得られることになる。Kalecki (1938, p. 105) の図2では、「斜線領域」が「粗利潤」を表し、「非斜線領域」が賃金と原料費からなる「直接費」⁽²⁹⁾を表している。したがって、これら2つの領域の合計は、「売上高」Tを表している。すなわち、「総収入」である。横軸は産出量を表している。図2には、「斜線領域」を示す記号として、縦軸上に点Lが示されているが、その上方における、曲線QRCの点Rから水平に引かれた直線の縦軸との交点には何らの記号も付されていない。いま、そこにZという記号を与えることにしよう。そうすると、この点Zは、価格を示すものとして捉えることができる。その場合、曲線QRCは、平均収入曲線かつ限界収入曲線を表すものとして捉えられるように見える⁽³⁰⁾。そうすると、曲線QRCは「需要曲線」であり、「斜線領域」は、いわば、「超過利潤」を表しているものとして捉えることができるように思われる。しかし、そうではない。

曲線QRCは、「企業の独占度」 μ を表す(15)式から導き出されているものなのである。この

(15)式を変形すれば、

$$(32) \quad p = \left(\frac{1}{1-\mu} \right) m$$

が得られる。これを図示しているのが、Kalecki (1938, p. 105) の図2なのである。そこでは、価格 p は、限界費用 m にたいして独占度を反映した水準に決定されるということを表している。それが、(32)式の右辺の限界費用 m に付された係数としての $1/(1-\mu)$ なのである⁽³¹⁾。そしてまた、短期においては、独占度が一定で所与であると見なされているので、所与の限界費用にもとづいて導き出される曲線 QRC が、限界費用曲線の上方に描かれるということになるのである。したがって、曲線 QRC は、このような性質のものであり、けっして、平均収入曲線や限界収入曲線を表しているものではない。それゆえに、「需要曲線」ではない。すなわち、Kalecki (1938, p. 105) の図2において、「需要曲線」は描かれていないということになるのである。それは、むしろ、クライスラーが指摘しているように、「価格曲線 (price curve)」(Kriesler 1987, p. 34) とでも呼ばれるべき性質のものである。

一方、曲線 PMB についても、それは、限界費用曲線を表しているものであるが、「供給曲線」ではなく、「費用曲線 (cost curve)」(*ibid.*) とでも呼ばれるべきものである。企業が市場に供給する生産物の価格と産出量の関係を描くものが「供給曲線」であるとするならば、曲線 QRC のほうが、むしろ、「供給曲線」と呼ばれるべきものである。その場合、個別企業の価格は、「独占度」によって決定される粗利潤を「利潤マージン」として、賃金と原料からなる「直接費」にたいして上乘せすることによって決定されるものなのである。

それでは、個別企業の産出量は、Kalecki (1938, p. 105) が示す図2において、どのようにして決定されるのであろうか。それを解く「鍵 (clue)」として与えられているのが、(27)式、ないし、(27)式から導出された(29)式なのである。すなわち、「〔設備稼働率 Y/K 〕は、粗収益性 $[P/K]$ の増加関数である」(Kalecki 1933, pp. 99-100) というものである⁽³²⁾。それを、個別企業レベルに落とし込んだ場合、「当該期間における『設備稼働率』 y/k は、その期間における『粗収益性』 P/K から推定された『予想粗収益性』 p/k の増加関数である」という行動方程式として、捉えられる。すなわち、個別企業の産出量水準は、資本家の「予想粗収益性」にもとづいて決まるということになる。既存の資本設備の下での産出量の決定は、「短期期待」にもとづくものであるとされているが、その期待とは、当該期間における「予想粗収益性」として表されているものなのであり、そのような期待にもとづいて、雇用量もまた決定されるものとして捉えられているのである。それは、有効需要の論理が、個別経済主体としての企業の行動を分析する際にも用いられているということを表しているのである。つまり、不完全競争市場の下での個別企業が、独占度を反映させて価格設定をおこなう場合、このような「短期期待」にもとづき、産出量を決定するとされているのであるが、それに伴って労働需要、すなわち、雇用量が決定される

ことになるかとされているのである。それは、すなわち、生産活動における資本家の自律的な意思決定によって、労働需要が決まるということを表している。そして、その場合、完全雇用を保証する自律的メカニズムは、長期においても短期においても、内在されているわけではないということが明らかにされているのである⁽³³⁾。それは、つまり、労働市場というものは、企業の産出量水準が、需要水準にもとづいて意思決定され、それによって雇用水準を決めるということにより、需要不足が生じた場合、それが転嫁される市場であるということを表しているのである。このように、カレツキの場合、マクロ経済学を成立させている有効需要の原理が、ミクロ経済分析においても一貫して展開されているということを表しているのが、Kalecki (1938, p.105) の図 2 なのである。それゆえに、Kalecki (1938, p.105) の図 2 において、「需要曲線」が描かれていないという「謎」は、Kalecki (1938) において展開されている理論を、有効需要の論理による理論枠組みによって捉えることにより、初めて解明され得るものなのである。そのような視点で捉えれば、Kalecki (1938) は、「マクロ理論のミクロ経済学的基礎」(Kriesler 1987, p.5) としての役割を果たしている一方で⁽³⁴⁾、「ミクロ経済学のマクロ的基礎」(Crotty 1980, p.23) と呼ばれる性質をもつものであると言えるのである。

このように図 2 を捉えれば、生産設備の完全能力利用点 A よりも低い水準において取られている産出量 N は、資本家の期待にもとづく需要水準を反映した産出量水準を表しているものと考えられる。したがって、不完全競争を想定している Kalecki (1938, p.105) の図 2 においては、「需要曲線」は描かれていないということになる⁽³⁵⁾。

Kriesler (1996, p.66) は、カレツキの分析において、「ミクロ分析は、産出高水準の決定に中心的役割を演じる」ものであると主張している。しかしながら、Halevi (1978, p.175) による言及をふまえたうえで、「カレツキは、個別企業の産出高水準……がどのようにして決定されるのかについて、何らの説明も与えていないということ述べておくことは重要である」(Kriesler 1987, p.35) と指摘するに止まり、カレツキのミクロ分析についての詳細な研究である Kriesler (1987) だけでなく、カレツキのマクロ経済学のミクロ的基礎を主題にしている Kriesler (1996) においてさえも、それ以上の何らの考察も加えられていない。

さて、以上のように、「期待」に着目することにより、Kalecki (1938) の図 2 の「謎」を解くことができた。しかしながら、カレツキの経済学における「期待」については、ケインズの場合とは異なり、これまでほとんど注目されることのなかった領域であると思われる。あるとしても、例えば、ヤン・トポロフスキ (Jan Toporowski) による、次のような言及に止められている。「カレツキの考えでは、企業の確信は主として現在の利潤によって決定されるので、企業人の期待に入り込む主観的要素をこれ以上分析する必要はないとされる」(Toporowski 2012, p.346)。ところが、このトポロフスキによる言及は、投資にかんする「期待」、すなわち、「長期期待」についてのものであり、それがまた、直接的かつ機械的な見方によって捉えられているものなのである。つまり、Toporowski (2012) においては、(27)式に示されているような、「期待」

をめぐる「長期」と「短期」の結びつきに、注意が払われていない。それゆえに、カレツキの「短期期待」ばかりでなく、そしてまた、投資決意にかんする「長期期待」と設備稼働率という産出量水準の決定にかかわる「短期期待」との関連についても、何らの言及もなく、考察もなされていないのである。それは、カレツキの経済学というものが、有効需要の原理という理論枠組みにもとづいて一貫して展開されているものであるということについての理解が不十分であることを表しているように思われる。

IV. むすび

以上のように考察を加えることによって、Kalecki (1938) の図 2 には、「供給曲線」は描かれているものの、「需要曲線」は描かれていないという「謎」を解くことができた。それは、Kalecki (1938) のもつ、「長期」と「短期」をつなぐ「連結環」としての性質により、初めて解明されるものなのであった。その場合、Kalecki (1938) が展開する価格と所得分配についての理論には、3つの「連結環」としての性質が備わっていることが明らかにされた。

1つめの「連結環」は、有効需要の論理にもとづき、利潤所得の決定を示す Kalecki (1933) モデルを進化させて、短期国民所得の決定を示す、資本家と労働者からなる2階級モデルとしてのカレツキのマクロ経済学を成立させるにあたり、分配率の決定を提示する Kalecki (1938) は、「ミッシングリンク」と見なされるというものであった。それは、さらに、成長理論や景気循環理論といった「長期」分析をおこなう際にも、「投資により創出された有効需要が利潤と国民所得に与えるインパクト」(Kalecki 1968, p. 263) にもとづいたアプローチを採用すべきであると主張する Kalecki (1968) の見解をふまえれば、「長期」と「短期」をつなぐ「連結環」としての役割を果たしているものと見なすことができる。そのような「所得」にかんする「連結環」を「第1連結環」と名づけた。

2つめの「連結環」は、不完全競争が想定される下で、生産設備の過剰能力が存在する場合、直接費についての限界費用曲線と平均費用曲線は一致するものとして水平的に描かれるので、独占度が変化しない限り、生産物の要素間の分配についての「短期」の分析は、基礎的事実が変化しようとも、「長期」についても適用できるものであるということを明らかにしている、Kalecki (1938) の価格と分配の独占度理論である。そのような「分配」にかんする「連結環」を「第2連結環」と呼ぶことにした。

3つめの「連結環」は、Kalecki (1933) における、投資決意についての分析にかかわるものである。そこで提示されている決定的な概念としての「粗収益性」について解析すると、投資決意が、「長期」期待と「短期」期待の結びつきによって捉えられているものであることが明らかにされた。つまり、「期待」にかんする「連結環」が、「第3連結環」である。

Kalecki (1933) においては、そのマクロ理論の「ミクロ的基礎」として、「長期期待」につ

いての分析がなされているが、その一方で、「短期期待」についてのミクロ分析をおこなっているのが、Kalecki (1938) の図2であるということが明らかにされた。そして、その図において、「需要曲線」が描かれていないという「謎」は、不完全競争の下での個別企業が、独占度を反映させて価格設定をおこなう場合、「短期期待」にもとづいて、設備稼働率、すなわち、産出量は決定されるという理論が展開されていることを明らかにすることによって、解明された。それは、まさしく、カレツキの経済学とは、一貫して、有効需要の原理という理論枠組みの下において、構築されているものであるということを明らかにしているのである。そのような視点で捉えれば、Kalecki (1938) は、「マクロ理論のミクロ経済学的基礎」としての役割を果たしている一方で、「ミクロ経済学のマクロ的基礎」と呼ばれる性質をもつものであるということが、明らかにされたのである。

謝 辞

本稿の投稿にあたり、また、完成稿までの間に、白石浩介氏（拓殖大学政治経済研究所長）に大変お世話になった。また、本稿の査読において、匿名の査読者には、修正稿を提出することになり、大変ご迷惑をお掛けしてしまった。両氏にたいして、お詫び申し上げるとともに、謝意を表す。カレツキのミクロ分析の研究書である Kriesler (1987) を紹介してくれた浅羽隆史氏（成蹊大学）、P・K〔ポスト・ケインズ派〕経済理論研究会において活発な議論を交わし、また、ケインズ学会に誘ってくれた長原徹氏（芝浦工業大学）からは、草稿の段階で御感想等を賜った。両氏にたいして、感謝申し上げます。筆者が会員として参加している P・K 経済理論研究会の主宰である小山庄三氏（元・日本政策投資銀行設備投資研究所長）からは、完成稿にいたるまでの間に、度重なる極めて詳細かつ的確な御指摘ならびに御教示等を賜った。ここに記して、厚く謝意を表す。

《注》

- (1) 「有効需要」は、“effective demand” の和訳であるが、“effective” には「実際の」の意味がある。川口 (1977, 180 頁) によれば、「普通に有効需要というのは購買力の裏打ちをもって市場に現れる需要を指す」ものであるとされているが、Keynes (1936, p. 55) においては、「企業者が彼らの決めた当期雇用量から受け取ると期待する総所得（すなわち売上収入）にほかならない」とされている。その場合の「有効需要」とは、「企業者の期待利潤を最大化する雇用水準に対応している」(Keynes 1936, p. 55) ものであるとされている。すなわち、企業者決意により、雇用量や産出量が決まるという論理が示されているのである。カレツキの場合、雇用量や産出量を決めることになる、資本家の消費と投資にたいする意思決定によって、所得はもたらされるものであることが、有効需要の論理として提示されているのである。
- (2) ダーウィン (Charles Darwin) は、その著書『種の起源 (*On the Origin of Species*)』(Darwin 1859) の第 6 章および第 9 章において、「ミッシングリンク」という言葉を用いてはいないものの、「まさに新しい種類の形成および完成の過程」における「中間的な連鎖」の存在について、「移行的な環 (transitional links)」(Darwin 1859, p. 279) や「中間的な環 (intermediate links)」(Darwin 1859, p. 280) といった表現を用いて説明している。なお、カレツキ経済学の基本構造の成立過程における Kalecki (1938) の位置づけについて、「ミッシングリンク」という言葉を与えたのは、慶應義塾大学院経済学研究科博士課程での「演習」における寺出道雄教授の指摘による。
- (3) Kriesler (1987)。

- (4) Kriesler (1996) の改訂版が, Halevi *et al.* (Eds) (2016), pp. 160–176 に収録されているが, そこにおいても, また, 同様である。
- (5) Davidson (1994, p. 16) では, *Festschrift für Arthur Spiethoff* (1933) に収録された, Keynes (1933) “A Monetary Theory of Production” (*The Collected Writings of John Maynard Keynes*, XIII, pp. 408–411) からの 1 節が引用されているのであるが, そのなかで用いられている “link” という表現を, 渡辺・小山が「連結環」(邦訳 19 頁) と和訳していることに負うている。
- (6) マクロ経済学を「新しい経済学」と呼ぶことについては, Panico (2012) の叙述が参考になる。「大恐慌の苛烈さが事態の成り行きを変えてしまった。……それまでの不況は, 経済が完全雇用に戻ることができるという考えに疑いを投げかけることはなかった。ところが, 大恐慌は, 政治的安定性を危機に陥らせ, ……新しい政治的アプローチや, 市場の力が経済を完全雇用に導くことができるのか, それともそれを回復するために政府の介入が必要とされるのかを明らかにできるような新しい経済理論 (a new economic theory) の必要性を惹起することとなった」(Panico 2012, p. 265)。
- (7) 「Kalecki (1933) モデル」は, 松谷 (2020b) において提示されているものであるが, 本稿における議論に合わせて修正を施し, 再度, 取り上げることにより, 新たな主張を導き出している。なお, 松谷 (2020b) によって明らかにされている, 有効需要の論理にもとづいて国民所得が決定されることを示す, マクロ経済学が成立するための「基本前提」とは, 「貯蓄と投資の均等は, 所得とのかかわりによってもたらされる」ものであり, そして, その場合, 「貯蓄は投資によって決定される」ものであるという, 「セーの法則 (Say's law)」を否定することによって打ち立てられた, 2 つの命題により示されるものであるとされている。松谷 (2020b) は, それを, 「マクロ経済学の基本前提」と呼び, Keynes (1936) に先立つ, Kalecki (1933) において提示されているものであることを明らかにしている。なお, Kalecki (1933) における「投資と貯蓄の均等」は, 「投資が貯蓄を決める」ものであるとされているのであるが, カレツキの最初の理論的研究であるとされている Kalecki (1929) においては「貯蓄が投資を決める」ものであるとされている。したがって, Kalecki (1929) と Kalecki (1933) との間において, 貯蓄と投資の関係が 180 度転回する「コペルニクスの転回 (die Kopernikanische Wende; the Copernican Revolution)」, いわばこの場合, 「カレツキの転回 (die Kaleckianische Wende; the Kalecki Revolution)」とでも呼べる, 理論的転回を見出すことができる。それは, 松谷 (2020a) において詳細に検討されている。また, Keynes (1936) を解釈することにより, Samuelson (1939) によって初めて提示された「45 度線モデル」に先立つ, Kalecki (1929), Kalecki (1930), Kalecki (1933), Kalecki (1938) による, カレツキ独自の「45 度線モデル」の形成については, 松谷 (2019) において詳細に論じられている。
- (8) 「カレツキのマクロ経済モデル」は, 松谷 (2004), 松谷 (2019), および, 松谷 (2021) において提示されているものであるが, 本稿における議論に合わせて, 若干の修正を加えたうえで, 再度, 取り上げることにより, 新たな主張を導き出しているものである。
- (9) カレツキ最初の理論研究であるとされている Kalecki (1929) から, Kalecki (1933) へと至るまでの間にカレツキが手がけた実証研究として, Kalecki (1930) と Kalecki (1931) がある。これらの研究結果によって, 消費が「比較的弾力的」(Kalecki 1933, p. 69) なものとして捉えられること, そして, それにたいして, 投資は不安定なものとして捉えられることが明らかにされている。
- (10) Kalecki (1938) で用いられているのは, Bowley (1920) と Clark (1937) である。これらによる国民所得統計では, 「給料 (salaries)」には, 「取締役 (directors)」や「経営者 (managers)」などの所得が含まれているとされているのであるが, それらはむしろ「利潤 (profits)」の項目に入れられるべきものであるとされている。さもなくば, 産業の生産物が, 一方で利潤と利子, 他方で賃金と給料に分配されるとするならば, それは, 国民所得における労働の分け前の総計を正しく捉えているものではないとされている。したがって, Kalecki (1938) においては, 理論的な分析に適切なように, 「労働 (labour)」ではなく, 「肉体労働 (manual labour)」の国民所得における相対的分け前を用いるとされているのである (Kalecki, 1938, p. 97)。

- (11) Kalecki (1938, p.100) では、価格が「広告宣伝費等控除後の生産物単位当たりの収入 (the revenue per unit of product after deduction of advertising costs, etc.)」であるとされている。
- (12) Lerner (1934, p.169) において示されている「独占力の度合いの指標 (the index of the degree of monopoly power)」 μ は、マーシャル (Alfred Marshall) の消費者余剰の概念にもとづいて、独占がもたらす「純社会的損失 (net social loss)」を測定するものとして導き出されている。
- (13) Kalecki (1938, p.101) における「完全能力利用 (full employment)」とは、「週6日2交替制 (two shifts of six days a week)」が実行されている状態を想定している。
- (14) (19)式は、Kalecki (1938, p.102) において提示されているものであるが、「近似値」とであるとされているので、正確には、 $\Sigma p\mu = C+D+S$ と表記すべきものであると思われる。それは、以下の(20)式についても同様に考えられる。
- (15) もちろん、 T/W は、1より大きな正の値を取る。
- (16) (23)式以下、(24)式からの(8)式の導出まで、および、その考察は、松谷 (2004, 65頁) による。
- (17) ただし、ここで注意しなければならないのは、(21)式が表していることは、 $\bar{\mu}$ の値が変化しなければ、国民所得の分配比率も変化しないということなのであるが、その場合、 Y や W の絶対値が変化しないわけではないということである。
- (18) Kalecki (1938, p.104) は、自由競争では、この「正常利用」の状態が、いわゆる、「最適利用 (optimum use)」と一致するものであることを指摘している。
- (19) Kalecki (1938, p.104) において、価格 p と限界費用 m の関係としての $1/(1-\mu)$ が、一定であるとされているのは、(15)式を変形することにより、短期においては、安定的であるとされている、 $p/m = 1/(1-\mu)$ が得られることによるものである。
- (20) Kalecki (1938, p.104) が、図2における、利潤、利子、減価償却費、および、給料を表す「斜線領域」の、賃金と原料費を表す「非斜線領域」にたいする比率が、 $\mu/(1-\mu)$ に等しいとしているのは、(21)式と、また、「斜線領域」が $C+D+S$ 、そして、「非斜線領域」が $W+R$ であることより、 $(C+D+S)/(W+R) = \mu T/[T-(C+D+S)] = \mu T/(T-\mu T) = \mu T/(1-\mu)T = \mu/(1-\mu)$ が得られることによる。
- (21) そこでの Kalecki (1933) のアプローチは、「方法論的集団主義」によるものである。カレツキのマクロ経済学の成立だけでなく、マクロ経済学に「存在意義 (*raison d'être*)」を与えるうえで、きわめて重要な役割を果たすものとされている「方法論的集団主義」については、松谷 (2021) において論じられている。
- (22) 「貨幣市場の『技術的』諸要素」とは、Osiatyński (1990a, p.472) によれば、「支払い手段にたいする可変的な需要 (the variable demand for means of payment)」のことであるとされている。その指摘を踏まえれば、この場合、「貨幣市場の『技術的』諸要素」(Kalecki 1933, p.80) とは、具体的には、景気循環の上昇局面における「貨幣」需要の増加にたいして、貨幣市場が「信用創造」という形で対応するということを指しているものと考えられる。
- (23) Osiatyński (1990a, p.473) は、ワルシャワ (Warszawa, Warsaw) の景気循環および物価問題研究所 (Instytut Badania Koniunktur Gospodarczych i Cen, The Institute for the Study of Business Cycle and Prices, ISBCP) におけるカレツキの同僚であったタデウシュ・コヴァリク (Tadeusz Kowalik) にたいする聞き取り調査の結果を紹介している。Osiatyński (1990a, p.473) によれば、カレツキは、コヴァリクに、「投資はそれ自ら資金調達をおこなう (investments finance themselves)」という考えは、1930年代初めに、経済展望誌『プシェグロント・ゴスポダルチ (*Przegląd Gospodarczy*)』に掲載された、T. スワウィンスキ (T. Sławinski) の記事から着想を得たものであるということを示懐していたとされている。金融関係の専門家であるとされている、スワウィンスキは、同誌の共同編集者であり、また、同誌の「商品市場 (Commodity Markets)」欄に、隔週でコラムを執筆していたのが、カレツキなのであった。
- (24) Osiatyński (1990a, p.473) は、その説明として、「流通通貨 (money in circulation)」にたいす

る需要が、景気の上昇局面において増加し、下降局面においては減少することを取り上げて、それに伴い、利率は上昇し、そして、低下するものであるとしている。

- (25) 「確信の危機」とは、不況期に価格が急落することにより、負債の利払いが困難に陥ることを示している (Kalecki 1933, p.98)。その場合、利率の上昇は、不況を深刻化することになるとされている。ゆえに、「確信の危機」は、Kalecki (1933) の理論において、排除することが不可欠なものであるとされている (*ibid.*)。しかしながら、もし、「確信の危機」が生じた場合には、「利率」 i は、「粗収益性」 P/K の関数として捉えられなくなるので、(28)式を(31)式に転換することはできなくなるとされている。したがって、換言すれば、「確信の危機」とは、景気循環のメカニズムが規則的に機能することにたいする、「攪乱要因 (disturbing factor)」であるとされているものなのである (*ibid.*)。
- (26) Osiatyński (1990a, p. 473) によれば、「利率」 i の上昇は、「粗収益性」 P/K の増加にくらべて、かなり緩慢なものであると見なされている。もし、利率の上昇が、かなり急速なものであれば、粗収益性 (P/K) の増加は相殺され、景気が上昇することは不可能になる。したがって、Kalecki (1933) においては、投資を妨げることのないような利率ということにかんして、「景気循環 (business cycle)」と流通通貨にたいする需要の増加に応じる「銀行システム (banking system)」との間には、密接な関係が認められるとされている。
- (27) (29)式において、「[設備稼働率 Y/K] は、粗収益性 [P/K] の増加関数である」とされているのは、「方法論的集団主義」を採用することにより展開されているカレツキのマクロ経済学では、有効需要の論理にもとづき、当該期間における粗蓄積 A により、資本家の所得である利潤所得 P が決定され、そして、所得分配を通して、国民所得 Y は決定されるものであることが表されていると思われる。ところが、その一方で、個別企業の場合には、予想収益性 (p/k) は、期待する需要水準が反映された、設備稼働率 (y/k) の増加関数であると捉えられている。ここに、一種の「合成の誤謬 (the fallacy of composition)」が見出されていると思われる。
- (28) この推定の仕方は、まさに、Weintraub (1979, p.13) が指摘している、「個別単位の行動へのマクロ経済学的後ろ向き推論をおこなう外挿法 (extrapolation)」が採用されていることを表している。
- (29) カレツキ生前最後の論文 Kalecki (1971a, p.4) では、この「賃金と原料費」を一括りにして、「直接費 (direct cost)」と呼んでいる。
- (30) 完全競争市場の場合であるならば、個別企業は、市場で決まった価格を受け入れて、所与の技術の下で産出量を決定するであろう。その場合、平均収入および限界収入は価格と等しいので、個別企業の需要曲線は、縦軸に価格をとるならば、産出量を表す横軸にたいして水平な直線で描かれる。すなわち、市場で決定された価格で販売するならば、生産物はすべて売れるものであることが想定されている。しかしながら、Kalecki (1933) が提示している「マクロ経済学の基本前提」(松谷 2020b) では、「セーの法則」は否定されており、しかも、Kalecki (1938, p.105) の図2では、不完全競争が想定されているのである。そしてまた、カレツキが描いているのは、曲線 PMB から生じた曲線 QRC なのであり、直線 ZR ではないということに注意するべきである。
- (31) もし、独占が存在しないならば、独占度 $\mu = 0$ であるから、(32)式において、企業の利潤最大化条件としての $p = m$ が得られる。ただし、その場合、粗利潤は得られないことになる。
- (32) キッコー ([]) 内は、引用者が挿入した補足である。
- (33) Kalecki (1933, p.79), Kalecki (1935a, p.296), Kalecki (1935b, p.343) において、「産業予備軍 (a reserve army of unemployed)」が想定されているように、カレツキにおいては、不完全雇用が資本主義経済の常態であるとされている。また、資本主義経済における不完全雇用の常態化という経済問題の政治的側面については、Kalecki (1943) において詳細に考察されている。
- (34) カレツキにおける「ミクロ的基礎」とは、「この伝統 [「新古典派」の一般均衡学派] に属している経済学者が『マクロ経済学を提供しよう』とする場合には、……『ミクロ的基礎』の探求は、ミクロ経済モデルにおいていわゆるマクロ経済的諸結果、特に失業の存在を生み出そうとする試みに還元さ

れる。〔その場合、〕 どんな『全体論的〔holistic〕』アプローチの妥当性をも否定する」(Kriesler 1996, p. 58) というものとは、全く異なるものである。

- (35) Kalecki (1938) の修正版と見なされる、カレツキ生前最後の論文 Kalecki (1971a, p. 5) では、想定している「不完全競争」が分析の対象として当てはまるのは、「非差別的な寡占 (non-differential oligopoly)」や独占の場合ではなく、「差別的な寡占 (differential oligopoly)」であると、より明確に示されている。そして、そこで展開されている理論を、「半独占的な価格設定モデル (model of semi-monopolistic price fixing)」(Kalecki 1971a, p. 6) と呼んでいる。その場合、「過剰能力の存在 (the existence of excess capacity)」(*ibid.*) が想定されている。また、それゆえに、マクロ経済レベルにおける総産出量と雇用の拡大が可能になるものとされている。

参考文献

欧文文献

- Bowley, Arthur Lyon (1920) *The Change in the Distribution of the National Income, 1880-1913*. Oxford: Clarendon Press.
- Clark, Colin (1937) *National Income and Outlay*. London: Macmillan.
- Crotty, James (1980) "Post-Keynesian Theory: An Overview and Evaluation." *American Economic Review: Papers and Proceedings*, 70 (2), pp. 20-25.
- Darwin, Charles (1859) *On the Origin of Species by Means of Natural Selection, or Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life*. London: John Murray. (ダーウィン『種の起源』上・下巻、八杉龍一訳、東京：岩波書店、1990年)
- Davidson, Paul (1994) *Post Keynesian Macroeconomic Theory: A Foundation for Successful Economic Policies for the Twenty-first Century*. Cheltenham, UK and Brookfield, VT: Edward Elgar. (ポール・デヴィッドソン『ポスト・ケインズ派のマクロ経済学：21世紀の経済政策を求めて』渡辺良夫・小山庄三訳、東京：多賀出版、1997年)
- Halevi, Joseph (1978) "On the Relationship between Effective Demand and Income Distribution in a Kaleckian Framework." *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, 31 (125), pp. 167-190.
- Halevi, Joseph, G. C. Harcourt, Peter Kriesler, and J. W. Nevile (Eds) (2016) *Post-Keynesian Essays from Down Under, Volume I: Essays on Keynes, Harrod and Kalecki: Theory and Policy in an Historical Context*. Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan.
- Kalecki, Michał (1929) "W sprawie aktywizacji bilansu handlowego (On Activating the Balance of Trade)." *Przemysł i Handel*, 10/30, pp. 1295-1297. As translated in Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 15-20.
- Kalecki, Michał (1930) "Symptomatyczne wskaźnik dochodów mas konsumentów oraz ruchu inwestycyjnego (Symptomatic Indices of Consumers' Incomes and Investment Activity)." *Koniunktura Gospodarcza*, 3/12, pp. 327-329. As translated in Osiatyński (Ed.) (1996), pp. 224-229.
- Kalecki, Michał (1931) "Zbyt nici jako symptomat koniunktury włókienniczej (Sales of Thread as an Indicator of Textile Business)." *Koniunktura Gospodarcza*, 4/2, pp. 56-59. As translated in Osiatyński (Ed.) (1996), pp. 233-238.
- Kalecki, Michał (1933) *Próba teorii koniunktury (Essay on the Business Cycle Theory)*. Warszawa: Instytut Badania Koniunktur Gospodarczych i Cen. As translated in Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 65-108.
- Kalecki, Michał (1935a) "Essai d'une théorie du mouvement cyclique des affaires." *Revue d'économie politique*, 49 (2), pp. 285-305.

- Kalecki, Michał (1935b) “A Macrodynamics Theory of Business Cycles.” *Econometrica*, 3 (3), pp. 327–344.
- Kalecki, Michał (1938) “The Determinants of Distribution of the National Income.” *Econometrica*, 6 (2), pp. 97–112.
- Kalecki, Michał (1939) *Essays in the Theory of Economic Fluctuations*. London: Allen and Unwin. (M. カレツキ『ケインズ雇傭と賃銀理論の研究』増田操訳, 東京: 戦争文化研究所, 1944年)
- Kalecki, Michał (1943) “Political Aspects of Full Employment.” *Political Quarterly*, 14 (4), pp. 322–331. (M. カレツキ「完全雇用の政治的側面」〔縮約版〕『資本主義経済の動態理論』浅田統一郎・間宮陽介共訳, 東京: 日本経済評論社, 1984年, 141–147頁)
- Kalecki, Michał (1968) “Trend and Business Cycles Reconsidered.” *Economic Journal*, 78 (2), pp. 263–276.
- Kalecki, Michał (1971a) “Class Struggle and the Distribution of National Income.” *Kyklos*, 24 (1), pp. 1–9. (M. カレツキ「階級闘争と国民所得の分配」〔改訂版〕『資本主義経済の動態理論』浅田統一郎・間宮陽介共訳, 東京: 日本経済評論社, 1984年, 158–166頁)
- Kalecki, Michał (1971b) *Selected Essays on the Dynamics of the Capitalist Economy, 1933–1970*. London: Cambridge University Press. (M. カレツキ『資本主義経済の動態理論』浅田統一郎・間宮陽介共訳, 東京: 日本経済評論社, 1984年)
- Keynes, John Maynard (1936) *The General Theory of Employment, Interest and Money*. London: Macmillan. (ケインズ『雇用, 利子および貨幣の一般理論』上・下巻, 間宮陽介訳, 東京: 岩波書店, 2008年)
- King, John Edward (Ed.) (1996) *An Alternative Macroeconomic Theory: The Kaleckian Model and Post-Keynesian Economics*. Boston: Kluwer Academic Publishers.
- King, John Edward (Ed.) (2012) *The Elgar Companion to Post Keynesian Economics*. 2nd. ed. Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar. (J. E. キング編『ポスト・ケインズ派の経済理論』(第二版) 小山庄三監訳, 東京: 日本経済評論社, 2021年)
- Kriesler, Peter (1987) *Kalecki's Microanalysis: The Development of Kalecki's Analysis of Pricing and Distribution*. Cambridge: Cambridge University Press. (P. クライスラー『カレツキと現代経済: 価格設定と分配の分析』金尾敏寛・松谷泰樹訳, 東京: 日本経済評論社, 2000年)
- Kriesler, Peter (1996) “Microfoundations: A Kaleckian Perspective.” In King (Ed.) (1996), pp. 55–72. (P. クライスラー「ミクロ的基礎: カレツキアンの見解」『カレツキと現代経済: 価格設定と分配の分析』金尾敏寛・松谷泰樹訳, 東京: 日本経済評論社, 2000年, 125–145頁)。
- Lerner, Abba Ptachya (1934) “The Concept of Monopoly and the Measurement of Monopoly Power.” *Review of Economic Studies*, 1 (3), pp. 157–175.
- Osiatyński, Jerzy (1990a) “Editorial Notes and Annexes.” In Osiatyński (Ed.) (1990b), pp. 421–594.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1990b) *Collected Works of Michał Kalecki, Volume I: Capitalism: Business Cycle and Full Employment*. Oxford: Oxford University Press.
- Osiatyński, Jerzy (1991a) “Editorial Notes and Annexes.” In Osiatyński (Ed.) (1991b), pp. 475–615.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1991b) *Collected Works of Michał Kalecki, Volume II: Capitalism: Economic Dynamics*. Oxford: Oxford University Press.
- Osiatyński, Jerzy (Ed.) (1996) *Collected Works of Michał Kalecki, Volume VI: Studies in Applied Economics 1927–1941*. Oxford: Oxford University Press.
- Panico, Carlo (2012) “Growth and Income Distribution.” In King (Ed.) (2012), pp. 264–271. (カルロ・パニコ「成長と所得分配」『ポスト・ケインズ派の経済理論』(第二版) 小山庄三監訳, 東京: 日本経済評論社, 2021年, 469–475頁)
- Samuelson, Paul Anthony (1939) “A Synthesis of the Principle of Acceleration and the Multi-

plier.” *Journal of Political Economy*, 47 (6), pp. 786-797. (サムエルソン「加速度原理と乗数の総合」『乗数理論と加速度原理』高橋長太郎監訳, 東京: 勁草書房, 1953年, 49-65頁)

Samuelson, Paul Anthony (1948) *Economics*. New York: McGraw-Hill.

Toporowski, Jan (2012) “Kaleckian Economics.” In King (Ed.) (2012), pp. 343-347. (ヤン・トポロフスキ「カレツキの経済学」『ポスト・ケインズ派の経済理論』(第二版) 小山庄三監訳, 東京: 日本経済評論社, 2021年, 100-105頁)

Weintraub, Eliot Roy (1979) *Microfoundations*. Cambridge: Cambridge University Press.

日本語文献

川口弘 (1977) 『ケインズ一般理論の基礎 (新版)』東京: 有斐閣。

松谷泰樹 (2004) 「カレツキ経済学の基本構造の成立過程」『三田学会雑誌』(慶應義塾経済学会) 97 巻 2 号, 59-80 頁。

松谷泰樹 (2019) 「『45 度線モデル』について」『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 31 巻 2 号, 36-79 頁。

松谷泰樹 (2020a) 「カレツキの転回 (カレツキの「コペルニクス的転回」): 有効需要の原理」『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 32 巻 1 号, 20-39 頁。

松谷泰樹 (2020b) 「マクロ経済学の『基本前提』: カレツキの有効需要の原理」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』(拓殖大学政治経済研究所) 第 23 巻第 1 号, 121-133 頁。

松谷泰樹 (2021) 「方法論的個人主義ではなく方法論的集団主義: カレツキのマクロ経済学の方法論」『MACRO REVIEW』(日本マクロエンジニアリング学会) 33 巻 2 号, 71-100 頁。(9 月刊行予定)

(原稿受付 2021 年 6 月 18 日)

ロボットの保護・利用に関する法・倫理・政策

— 動物愛護管理法との比較検討から —

長 島 光 一

要 旨

対話型ロボットの実装が図られつつある中で、技術が社会的に受容されるか社会規範の問題が生じている。本稿は、対話型ロボットの社会実装にあたり、どのような法的問題が発生し、どのような対応が必要なのか、法の主体が人間であることから、その主体をめぐって問題となる動物についての法的な議論を頼りに、環境法政策の動物保護の観点から対話型ロボットの法的問題とその対応を比較・検討したものである。

動物の社会的な受容にあたって、①実態的要因、②法制度的要因、③判例的要因、④有用性要因という4つの観点から分析を行うと、法制度ごとに動物のカテゴリーを設け、その地位・属性に応じた対応を明確にすることで、保護対象とその取り扱いの一般への認識が高まり、動物を社会の一員として社会的に受容していると整理できる。そこで、対話型ロボットの場合、研究開発段階、実験段階（データ収集段階）、実装段階で取り扱いが異なることから、それぞれに即した法的な取り扱いをする必要がある。そして、ロボットのライフサイクルそれぞれの段階で生じる法的問題に対応する必要もある。こうしたロボットの特性をふまえた取り扱いをすることで、動物における法政策と同様に、社会的な受容を容易にするような法政策を提案すべきである。

キーワード：対話型ロボット、ロボット法、AI、動物愛護管理法、動物虐待罪

目 次

1. はじめに — ロボットの実装をめぐる社会規範の研究
2. ロボットとの対話により生じる法的問題
3. 環境法政策としての動物の保護からの示唆
4. 対話型ロボットの社会的受容にむけた条件と課題の整理の分析
5. おわりに — AIや自動運転と異なる対話型ロボットの社会実装

1. はじめに — ロボットの実装をめぐる社会規範の研究

(1) 本稿の問題意識

AIやロボット技術の発展により、社会にAIやロボットの実装が図られつつある。そうした

中で、「AIやロボットの社会実装に必要なことは何か」という社会規範の問題が生じている。本稿では、(人ではない)動物の保護の法律や裁判例を参考に、特に対話型ロボットの社会実装にあたっての必要条件(ロボットの社会的受容性)を探る。

(2) 問題意識の背景

現在のロボット研究において、ロボットの自律的な活動にむけた開発が進んでいる。すでに人間との対話をスムーズに行うロボットの開発が実証実験段階であり、その実験も各所で進んでいる⁽¹⁾。そうした中で、ロボットが人と言語を用いて対話をし、ロボットが人の意図や欲求を理解することで⁽²⁾、人とロボットの共生が実現する社会が現実味を帯びており、今日この問題を考えていく必要が出てきている⁽³⁾。

法分野の中でも、人とロボットが言語を用いて対話をし、互いに意図や欲求をもって行動した場合に、どのようなルールが必要なのかを考える「ロボット法」と呼ばれる分野が登場している⁽⁴⁾。こうした分野では、ロボットが与える法制度への新しい視点とロボットが社会実装された際の法制度のあり方が検討されている⁽⁵⁾。ロボットの法主体性やロボットの行動に対する法的責任等が典型例であり、主にロボットの行動により、人に権利侵害が発生した場合について、ロボットという法主体性が認められない存在ゆえに、責任主体たりえない問題をどのように解消するかという点が議論の中心といえる⁽⁶⁾。

一方で、ロボットの社会実装にあたって、ロボット自体が人ではない「物」としての扱いになることから、ロボットに対する攻撃や破壊が安易に起こる可能性もある⁽⁷⁾。人とロボットの共生にあたっては、そうした攻撃や破壊をどのように防ぐのか社会規範上の問題もあり、ロボットの法的保護というテーマも検討が必要となる。

(3) 動物保護との共通性

このようなロボットの法的保護を検討するにあたって、動物保護との共通性があることに気がつく⁽⁸⁾。動物も物としての法的な位置づけであることに疑いはないが、動物の権利論等、物としての扱いへの問題提起は従来よりなされていた⁽⁹⁾。日本においては、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法という)が昭和48年(1973年)に議員立法で制定され、幾度も法改正を重ねるなかで、人と動物(特にペット)の関係を改めさせてきた。

その結果、動物は物であるという原則を一部変更しうる諸制度と法環境が整備されてきている。

そこで、環境法政策の観点から、動物愛護・動物の取り扱いが変わってきた条件を抽出し、こうしたことが起こった社会と法制度をヒントに、本稿では、ロボット保護が可能か、可能である場合には、どのような条件が必要なのかを検討し、将来に向けた人とロボットの関係を検討する「思考実験」⁽¹⁰⁾を試みたい。

2. ロボットとの対話により生じる法的問題

(1) 人とロボットとの対話で問題になる法的課題

本稿は、ロボットの機能のうち、「対話」に注目をした検討を行う。その対話にあたり、人とロボットの間にはどのような法的な問題があるのか、人間が行った場合との対比で、概観したい。

1つ目は、**プライバシー**である。人同士の対話の場合、互いに脳で理解し記憶していくものの、人間の能力上、すべてを詳細に記憶し続けることは困難である。しかし、ロボットの場合には、データとして、その対話を記憶（保存）し続けることができる。そして、そのデータは外部に持ち出される可能性もある。そうすると、人同士では問題が起らない対話の内容が外部に出ないようにするためのプライバシー保護の問題が生じる。人間は「忘れる」が、ロボットは「忘れない」。

2つ目は、**名誉毀損**である。人同士の対話の場合、白熱した議論で暴言をはく者がいたり、相手を攻撃するために名誉毀損的表現をする者もいる。インターネット上では、それが証拠として残る可能性が高いが、対話の場合、その発言自体が会話の中で流れて行ってしまふ。名誉毀損や侮辱に該当するかどうかは、そうした発言の事実につき、証拠に残っているかどうか重要な分かれ道となる。ロボットが発言をする中で、相手方である人の名誉毀損に該当するようなものが含まれていた場合には、その発言は「記録」されていることが前提となるため、証拠上の問題がクリアされる。また、人の場合、相手に対し、太っている/やせている・能力がある/能力がない等、一定の言葉を侮蔑的な意味を込めて表現することが名誉毀損（名誉感情の侵害）に該当することにもなるが、ロボットの場合、そうした故意がないまま事実として表現し、それによって人が傷つくこともある。こうした差異をどのように考えるのかという問題も生じる。人間は「悪気がある」が、ロボットは「悪気がない」⁽⁴¹⁾。

3つ目は、**ロボットの責任主体性**である。法律の権利保護主体となるためには、権利能力を有することが必要となる。人同士の対話は、各個人が主体性をもって対話をするため、その行動の責任も本人が負っている。しかし、人とロボットの対話の場合、ロボットは法主体性が認められていない。その結果、プライバシーや名誉毀損のような問題が生じたとしても、責任を負う者がいなくなり、その被害救済にあたって責任分担に大きな支障が生じる。人間は「責任をとれる」が、ロボットは「責任がとれない」。

4つ目は、**ロボットの開発者の責任・ロボットの販売者の責任**である。単なる物の場合は事故等による責任が考えられるが、ロボットの場合はどのような事故が発生するのか、予見可能性にも限度がある。ロボットの責任主体性が認められない場合、そのロボットを開発した者、すなわち、技術者・研究者等に、その開発にあたっての責任が生じるかどうかの問題になる。開発後の事情の責任を負うとなると、研究開発にあたってのリスク負担が重くなり、研究開発それ自体躊躇

踏する可能性がある。また、ロボットの販売者についても、既存のロボット技術を商用利用するにあたり、そのロボットの市場流通後の問題に対し、どこまでの範囲で責任を負うのか⁽¹²⁾、その範囲が不明確なままでは、ビジネス上のリスクが大きすぎるという問題も生じる。人間は「責任をとる範囲が決まっている」が、ロボットは「責任をとる範囲が決まっていない」。

以上のように、人とロボットの対話にあたっての法的課題は、対話上の問題をこえて、その責任をだれがどのように負うのかという観点でも問題になり、ロボットの法的な位置づけそのものに対する根本的な見直しを迫るものといえる⁽¹³⁾。

(2) ロボットの利用・保護に対する責任の観点

人とロボットの対話による問題について、ロボットによる人間への侵害可能性にあたり、どのような責任追及が可能か、整理してみよう。

ロボットを利用するなかで、ロボットが人に対して権利侵害をした場合（ロボットが人間に危害を加える場合）には、ロボットに責任が取れるのかが問題となる。

民事上は、その賠償責任をロボットが果たせるのかが問題になる。仮にロボットが責任主体たりえると仮定しても、被害者救済の観点から、その賠償の原資となる責任財産が問題となる。一方、ロボットが責任主体たりえない場合には、ロボットの供給をした開発者または販売者の責任にならざるを得ない。

刑事上は、ロボットそれ自体の処罰に意味はあるのかという問題が出てこよう⁽¹⁴⁾。

こうした検討状況をふまえると、ロボット自身への責任追及は、現状、立法措置等がなければ困難である。しかし、今のままではロボットが社会に実装されるにあたり、ロボットの暴走等への危惧が残る。そこで、ロボットの社会的な受容のためには、責任の所在の明確化と賠償負担の所在の明確化が必要であり、それによってロボットの社会受容のための制度的な対応が検討されることで、ロボットは社会に導入されやすくなると考えられる⁽¹⁵⁾。

しかし、逆の発想からの問題も提起できる。すなわち、人のロボットに対する侵害可能性（人間がロボットに危害を加えた場合）である。その場合、他人のロボットに危害を加えたとして、人が責任をとることになる。ただし、自分の所有するロボットの場合には、所有権の行使として問題は生じない。もっとも、人と動物（ペット）の関係性から、（自分の所有する）動物であっても虐待することが問題視されるように、（自分の所有する）ロボットの虐待が問題になる可能性も（将来的には）考えられる。この場合には、ロボットに対する人の責任は従来のものとは異なる性質となる。

一般に、ロボットは（権利の客体たる）物として扱われることからすると、ロボットを破壊する行為は、刑事上、器物損壊罪（刑法 261 条）に該当する。そして、その行為は、同時に、民事上も、不法行為として、損害賠償責任が生じる。ただし、①ロボットは物だから壊しても替えがきくことが前提であること、②ロボットが当事者になるわけではなく、あくまで破壊されたロボッ

トの所有者が訴訟当事者（原告）になることが指摘できる。

そこで問題になるのは、「ロボットは物である」という現在の認識が今後変化するかどうかである。今回議論の対象にする対話型のロボットは、多くの場合、人の形をしている（アンドロイド）。人の形をしたロボットを破壊することへの抵抗感が生じる社会規範（倫理規範）が醸成されれば、従来通りの取扱いでよいのかという問題提起も生じる。

この議論は、人間と動物の関係で既に長年なされてきたことに類似する。動物をペットとして飼っている場合、その動物を「家族」として認識している者も多い⁽¹⁶⁾。動物を物として「殺す」ことに嫌悪感を覚えることがあるように⁽¹⁷⁾、特定の個体は替えがたい存在となっている。対話型ロボットも、人に近いものであるとともに、人と共に活動をする中で、替えがたいものとして認識することも考えられ、そうなると、それを「破壊する」ことに嫌悪感を覚えるような社会規範が醸成されることもありうる。

人間がロボットをどのように扱うのか、人間とロボットの関係性はなおも検討が必要であることを前提にしつつ、ロボットが単なる機械ではなく、人の近くで人と共に活動をする際に、人の形をしたロボットを保護の対象にすることは可能なのであろうか⁽¹⁸⁾。

(3) 保護の対象としてのロボット

ロボットであっても、動物と同じように愛着をもちうることは確認されている⁽¹⁹⁾。そうなると、ロボットを保護の対象とする場合に、どのような取り扱いが可能であろうか。

これについては、先行して議論のある動物の扱いが参考になる。すなわち、人と動物の法律関係をめぐる議論から、動物愛護の法律が制定され、改正が加えられてきている。これを参考に、どのような考え方で、ロボット保護が可能かを試案してみよう。

3. 環境法政策としての動物の保護からの示唆

(1) 動物愛護を可能とする4つの観点

日本において、動物に関する法分野は、ペット法として認識されてきたが⁽²⁰⁾、多岐にわたる動物に関する法の体系化も検討され⁽²¹⁾、環境政策の一分野として確立している⁽²²⁾。

動物は、もともと家畜動物・野生動物という分類であったが、動物の権利・動物の福祉の議論が深まる中で、動物（ペット）の認知能力の解明も進んだ。そうした中で、人との関係性を持つ動物の類型である飼養動物として、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物という類型にまとめられている（表1）。また、野生動物についても、個別法でその問題状況ごとに対応が法制化されている。

動物の取り扱いの議論の中で、哲学的・倫理的な議論が法的な議論に影響を与えている。特に、動物に法人格を与えるかという議論である。スティーヴン・M・ワイズ教授は、法人格を与える

表 1 動物の分類（著者作成）

飼養動物 (人の占有・所有化に置かれた動物)	野生動物
動物管理愛護法 →終生飼養：家庭動物，展示動物 →苦痛の軽減：実験動物，産業動物	鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律） 絶滅危惧種保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） 外来生物被害防止法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

ための壁として、物理的、経済的、政治的、宗教的、歴史的、法的、心理的な壁を提示する⁽²³⁾。

しかし、今日の日本において、動物愛護が社会の共通理解になっている。それはなぜか。それを可能とする諸条件を探っていくに際して、4つの観点から考えてみたい。①**実態的要因**，②**法制度的要因**，③**判例的要因**，④**有用性要因**である。

まず、①**実態的要因**とは、身近に動物がいる・ペットを飼っていることからくる一定程度の国民の共通意識である（立法事実）。国民意識の中での動物、特にペットの意識づけについては、例えば、2008年11月、サイエンス・アゴラ・シンポジウム「日欧米国際シンポジウム——地球の環境と科学リテラシー」オスロ大学のスヴェイン・ショーバーク教授によるアンケート結果によると、世界各国15か国の青少年少女対象の科学に対する態度アンケートで、日本の若者は85%が「動物は人と同じように生きる権利があるべきだ」と回答している⁽²⁴⁾。動物に対する見方は、それを物として捉える法的な見方と一般の見方は乖離しており、法的な見方とは異なる扱いを欲していることが明らかといえる。こうした問題は、東日本大震災、カトリーナ台風等、各国の災害におけるペットの扱い（ペット同行を要望、ペットのために自宅に帰る、ペット救出希望等）にも、顕著に表れており⁽²⁵⁾、人間社会にとって、ペットがなくてはならない存在として認知されていることが影響していると思われる⁽²⁶⁾。

このような意識は、②**法制度的要因**につながっている。それが動物愛護管理法の制定とそれ以降の法改正である。動物愛護管理法において特記すべきは、動物虐待罪の法定である⁽²⁷⁾。同法44条は、愛護動物という類型を明示し⁽²⁸⁾、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する」等としている。

そして、上記のような国民意識の変化から、動物愛護管理法は、2005年改正では、3Rの原則（Reduction＝使用数の削減，Refinement＝苦痛の軽減，Replacement＝動物を使わない方法への代替）が導入され、各省・機関によるガイドラインが示されている。そして、2006年には、環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を提示し、それをふまえて、文科省、厚労省、農水省の基本指針、日本学術会議「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」策定等も進んでいる。2013年改正では、終生飼養の徹底、動物取扱業者による適切な取り扱いの推進、罰則の強化等が盛り込まれ、そこで積み残された問題は、2019年改正により、業

者の取り締まり強化，ペットのマイクロチップ導入，動物虐待罪の厳罰化等で対応が図られるに至っている⁽²⁹⁾。

一方，諸外国においても，動物を物として取り扱うことから変更する事例も散見され，制度的に，少なくとも，特殊な動産として，人間の所有権の客体からの脱却ともいえる，動物に対する物としての取り扱いに変更を加える傾向（流れ）が生まれていることも指摘できる⁽³⁰⁾。

そして，こうした国民意識の変化や法制度の変化は，裁判実務にも影響を与えている。それが，③判例的要因であり，動物を単純な物と扱っていないと思われる判断も多数みられる。例えば，刑法 261 条の器物損壊罪（動物を物と位置づけるもの）からの脱却としての動物虐待罪の適用⁽³¹⁾ や，民法における慰謝料評価（物が壊れても苦痛はないが，ペットの場合は苦痛があると判断）とその算定額の増加傾向⁽³²⁾ が指摘できよう。

最後に，④有用性要因である。これは，実態的要因とも重なるが，ペットの存在を家族と捉えたり，コンパニオン・アニマルとして癒しの存在と捉える等，ペットの存在を欠かせないものとする見方も広がっている⁽³³⁾。また，動物の場合，ひとつひとつに個性があり，欠かせないものになっている見方の帰結として，その動物を失った際にペットロスになるといった，人間心理にも影響するものとしてみなされている⁽³⁴⁾。

そして，盲導犬，介助犬等の存在も欠かせなく，これについては，身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）という特別法により，身体障害者補助犬の育成や身体障害者の施設等の利用の円滑化，身体障害者の自立及び社会参加の促進等が規定されており，有用性という観点から法制度化されたともいえる。

こうした社会に共通の存在意義を見出すことで，その保護を一般化するに至ったと分析できる。

(2) 動物に対する法政策からみた人と動物の境界

このような動物を受け入れる社会的な土壌と法改正による動物保護の進展をふまえると，身近

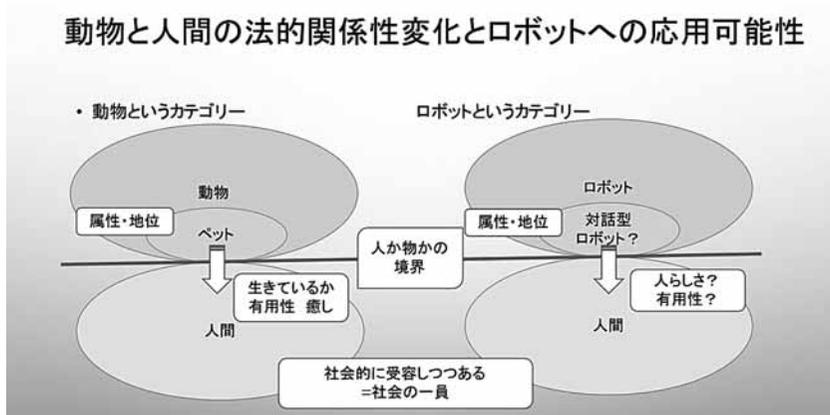


図 1 人と動物の関係性の変化（著者作成）

な存在である動物への愛着から、動物の中でも人に近い存在につき、法制度ごとにカテゴリーを設け（ペット等）、その地位・属性に応じた対応（人や自治体の責務等）を明確にすることで、物か否かという問題を乗り越えて、保護対象にしていることがわかる⁽³⁵⁾。そして、社会も動物（ペット）を社会の一員とみなし、社会的に受容しているといえる（図1参照）。

ここから考えられることは、人とそれ以外の区別（境界）を乗り越えるためには、①動物の身近な存在としての「愛着」、②ペットという「地位」を与えることによる法的な枠組みの変化（一定の範囲で例外を許容）が鍵になっている。従来動物保護の議論にみられる、それ自体に権利を与えるということとは異なり、「愛護」という観点からの法的保護が有効といえよう⁽³⁶⁾。

4. 対話型ロボットの社会的受容にむけた条件と課題の整理の分析

(1) 対話型ロボットの社会的受容にむけた条件

社会的受容性の条件を動物の法的な取り扱いから探ってきたが、先の①実態的要因、②法制度的要因、③判例的要因、④有用性要因という4つの要件について、対話型ロボットに当てはめて考えてみよう。

まず、①実態的要因については、市民のロボットに対する意識が不明であるのと、ロボットが壊されることに対する意識が動物のそれと同様であることに至っていない点が課題として挙げられる。

次に、②法制度的要因については、そうした法律がない以上、どのような法律が必要かの検討から始める必要がある。動物愛護法は、以下のような条文構成をしている。

第一章 総則（1-4条）
第二章 基本指針等（5・6条）
第三章 動物の適正な取扱い
第一節 総則（7-9条）
第二節 動物取扱業の規制（10-24条）
第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置（25条）
第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（26-33条）
第五節 動物愛護担当職員（34条）
第四章 都道府県等の措置等（35-39条）
第五章 雑則（40-43条）
第六章 罰則（44-50条）

これをロボットに置き換えると、法政策上の課題が見えてくる。まず、第三章にあるような「動物の適正な取扱い」の箇所につき、「ロボットの適正な取扱い」を考えると、対話

型ロボットの定義や対象の限定が必要となる。第三章第二節の「動物取扱業」の箇所につき、「対話型ロボット取扱業」を考えると、動物の時にはない課題、すなわち、誰がどのように用いるのか、用いる際の注意・説明（個人情報取り扱い等）をどのように担保するのかという課題が見えてくる。第三章第四節の「動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置」をロボットに置き換えることで、対話型ロボットの責任問題がまさに問題となる。第三章第五節の「動物愛護担当職員」の箇所につき、そもそも、対話型ロボットの所管や窓口はどこなのかという問題が生じる⁽³⁷⁾。最後に、第六章「罰則」の箇所につき、動物虐待罪のような対話型ロボット虐待罪の創設が問題となるが、これは慎重に考えざるを得ない⁽³⁸⁾。

このように、法制度にあたっては、様々な検討事項が残されていることが分かり、こうした問題をクリアすることなしには、社会的な受容の実現は難しいといえる。

③**判例的要因**は、いわずもがな、社会に実装されてからの問題であり、現在における検討はできる状態にない。

④**有用性要因**は、身近な対話型ロボットによる便利さ等の問題であるが、これは社会のどの場面で社会実装が見込まれるかによろう（後述）⁽³⁹⁾。

このような分析をふまえると、まだ多くの課題が山積していることがわかる。

大きく整理すると、まず、**前提**として、ロボットの実装により**国民意識の変化**がどれほど変化するかが肝になる（ボトムアップ型）。もちろん、例えば、動物愛護管理法ならぬ、「ロボット保護（愛護）管理法」のような法律をトップダウン的に作れば、抜本的に変わるわけではないにしても、それを契機にそうした意識が醸成される可能性もある⁽⁴⁰⁾。

次にその**手法**について、日本において動物の場合は、動物愛護管理法という**法律の制定**が重要といえる。立法のあり方を示す言葉として、「小さく生んで大きく育てる」という表現に示されるように、日本の動物愛護管理法は、制定時には限定的な内容であった。しかし、限定的であっても一度許容されることで、立法政策上、それは法改正等を通じて内容が充実されていく可能性が高い。

こうした国民の意識の変化や法律の制定を視野に入れつつも、現状、そうした法律がない以上は、法制度の前提となるようなソフトローによる**社会規範の明確化**が目下の課題といえよう⁽⁴¹⁾。

そして、法制度の基盤となる**理由づけ**について、保護対象が動物の場合、「生き物」であること、「(古くは労働力として、現在は家族として、癒しとして) **有用性**」があることが重要な要因として考えられる。対話型ロボットの場合、この「(コミュニケーションが可能であることの)有用性」はあるにしても、「生き物」かどうかの違いがどれほどの意味を持つかがポイントになろう。もっとも、対話型ロボットの場合、通常のロボットと比べて、「**人間らしさ**」が特徴といえる。動物の中でもペットに特化した規範が形成されているように、ロボットの中でも「人間らしさ」を重視する対話型ロボットに特化した規範が形成されるのか、その「人間らしさ」が保護対象になりうるのかはさらなる検討が必要といえる。

動物は、生き物として、過去から現在、常に存在し、人間社会において、人と共生してきている。しかし、対話型ロボットは、社会において、まだ人の目に触れる機会が少ない。つまり、実態的要因・判例的要因は限定的であり、法制度的要因・有用性からどのように社会的受容を高めるのが課題といえよう。

(2) 対話型ロボットの社会実装の場面とそれに応じた対応の必要性

対話型ロボットの社会実装にあたっての諸条件を検討してきたが、こうした社会実装の過程として、**研究開発段階**、**実験段階（データ収集段階）**、**実装段階**に分けられる。そこで、それぞれの段階ごとの規範形成も必要といえる。現在は、実験段階のフェーズであるといえるが、それが製品化・実装化し、対話型ロボットが社会に導入されるとしても、それは改良をされ続けていくことになる。そうすると、初期段階に不具合のあるものがアップデートを重ねてよりよいものになっていくという過程を経る可能性が高い。3つの段階は明確に区別できるわけではなく、行き来することが考えられる。

そうした製品化・実装化の改良の過程で法的なトラブルも起こりうるが、これについては、チエンソーの使用による振動障害の罹患につき、安全配慮義務違反が問われた事案が参考になる（最判平成2年4月20日集民159号485頁）。判決は、「戦後における科学技術の著しい発達に伴い、往時とは比較にならぬほど種々の形態の機械器具が開発、利用され、そのため我々の社会、経済生活を営む上で各種の利便ないし利益を享受してきたが、それによってもたらされる危険もまた否定し得ない。社会、経済の進歩発展のため必要性、有益性が認められるがあるいは危険の可能性を内包するかもしれない機械器具については、その使用を禁止するのではなく、その使用を前提として、その使用から生ずる危険、損害の発生の可能性の有無に留意し、その発生を防止するための相当の手段方法を講ずることが要請されているというべきであるが、社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえないというべきである」（下線著者）として、責任を否定している。

対話型ロボットの社会実装にあたっては、そこに潜在的に存在する危険のリスクをどのように低減化していくかが問題となる。完全に安全な製品でない限り市場に出すべきではないという考え方（ゼロリスク）もあろうが、今日において、どんな製品であっても市場に出て使用される中で「バグ」が見つかることも増えている⁽⁴²⁾。このような実情を前提に、責任のあり方も考える必要があり、上記の判例はそれを考慮した判断といえ、評価することができる。

なお、自動運転の問題においても、いきなり自動運転車だけの社会になるのではなく、混在交通が一定期間想定されている。こうした自動運転と従来の交通システムが交錯する段階に多くの問題が起こることが予想され、完全な製品がいきなり市場に投下されるわけではないという意味において、同様の議論ができよう⁽⁴³⁾。

(3) ロボットのライフサイクルと活用場面の法的課題

対話型ロボットの社会実装にあたって、ロボットを入手した利用者がそれをどのように用いていくのかというライフサイクルの観点からも整理をする必要がある。動物についても、ペットの飼い主がそのペットを入手した後に、どのようにペットと生活をしていくのが問題になるからである。そこで、どの段階にどのような問題が生じるのかを、動物の場合と比較して考察する。

①**開発時**には、こういったレベルの開発まで可能か、動物実験の規制が問題となるように、研究開発段階、実験段階において、対話型ロボットの虐待的な取り扱いの規制が課題となる⁽⁴⁴⁾。

②**入手時**には、対話型ロボットの売買・レンタルの方法、品質の確保、業者の選定等が課題となる。社会実装にあたって、どのような形での販売やレンタルのルートを構築するのか、そこに規制をかけるべきかという問題である。これは、動物の場合は、ペットショップがあり、血統書による保証があることなどと関係する。

③**使用時**には、以下のような場面設定が考えられる。

表2 対話型ロボットの社会実装（著者作成）

	一般的な対応の場合	特殊な対応が必要な場合
発声	言語	非言語（ジェスチャー） 音楽（音による反応）
空間	対面（物理的なロボット相手）	遠隔地（バーチャルなロボット相手）
相手方（人間）の年齢	一般	高齢者・子ども
場所・場面	不特定多数が出入りする場合 公共施設：観光・交通 民間施設：商業	特定の者が出入りする場合 医療（普通・精神科）・介護 学校（学習場面）

ロボットとの対話は、「言語」であることを前提とするが、**態度や言語以外の反応**により、相手方（使用する者）に与える影響を考える必要がある。例えば、「中指を立てる」ことは相手を侮辱することを意味するが、ロボットが意図せずにこうした行為をした場合や、ロボットの言語以外の反応（ジェスチャーや無視、音を流す等）により利用者が不快に感じる場合である。なお、言葉には著作権は生じないが、音楽を使用すると別途、著作権の問題も発生する。

また、対話ロボットは実体のある「物」としてのロボットだけではなく、**バーチャル空間内のロボット**も存在し、この違いによる相手方への影響も考える必要がある⁽⁴⁵⁾。バーチャル空間内においては、ロボットかどうかの判別がつきにくいいため、なりすまし等の問題も発生しやすくなる⁽⁴⁶⁾。

相手方の年齢によっても対話型ロボットのあるべき対応は異なる。未成年である子どもの場合には、扱う言葉に気を付ける必要がある一方、高齢者の場合には、行為能力が不十分といえる場

合もあり、高齢者自身が好ましくない言葉を用いることもある。また、子どもの場合には無邪気に、あるいは高齢者の場合には愚痴として、プライバシー情報をロボットに打ち明けることも考えられ、その取り扱いに注意する必要がある。

場所・場面では、不特定多数が出入りする公共施設や民間施設の場合、対話型ロボットに対する扱いが人によって大きく異なり、そのロボットの破壊行為の可能性もあり、ロボットを保護する場面も出てこよう。一方で、特定の者が出入りする医療・介護や教育の場面では、そこでの情報につき機密性を持ちうることから、プライバシー保護がより必要となる。また、事故の危険性についても、前者の場合、幅広い者が関わることから、あらゆる事故が起こりうるため、「浅く広い」注意が必要となる一方、後者の場合、特定の者が関わり、その事故によっては取り返しがつかなくなる可能性があるため、「狭く深い」注意が必要となる。責任問題の可能性も、場所や場面に応じたリスクを視野に入れた対応が必要となる。

このような、場面ごとに、ロボットの性質、相手方の特徴、対話の内容等は異なり、それぞれのリスクに配慮した設計が必要といえる。そして、その際、法的・倫理的問題を提示し、その点をクリアしておくことが、研究者・現場での実施者等のセーフハーバーにもなる。

④**管理時**には、対話型ロボットによる近隣関係の問題（ロボットの逃走、ロボットの忘却、ホテルでのロボットの取り扱い⁴⁷⁾、ロボットからの情報漏洩）が考えられる。動物においても、逃げたペットの取り扱いやペット公害が問題になっており裁判例も多数あるが、対話型ロボットの行動を起因とする事故が発生した場合の責任の問題も生じうる。もっとも、利用者の管理方法によって問題が生じる可能性もある。

⑤**事故時**には、その責任の所在を考えるにあたって、他のロボットとの同期がなされている場合、サイバー攻撃等による乗っ取りの場合も考えられる。（事故時の）所有者の責任制限、保険（加入主体の問題）の必要性といった問題もあるといえよう。動物の場合、民法に動物占有者の責任の規定があるが、対話型ロボットの場合、そのような規定はなく、ロボットの開発以降、流通過程で様々な者が関わる以上、損害賠償責任の可否を考えるにあたって、動物以上に複雑な問題（事実の解明の必要性）が生じる可能性もある。

⑥**メンテナンス時**には、市場に出たロボットが使用される中で「バグ」が見つかることの指摘をした通り、市場に流通する対話型ロボットに何かしらのトラブルが生じうる可能性がある場合、その対応をする必要があるが、バグの放置、アップデート、誰がメンテナンスをするか（業者はあるか）といった問題が考えられる。動物における獣医師のような問題対応ができる機関・窓口の存在が必要となる。また、車検（道路運送車両法第58条の「継続検査」）のような定期的なメンテナンスを義務化するような法規制も考えられるであろう。そして、それを怠った利用者の責任も明確にする必要があろう。

⑦**廃棄時**には、ロボットの廃棄物としての処理方法（リサイクル）、個人情報の消去（レンタルの場合の原状回復）、遺棄（不法投棄、内部情報漏洩の可能性）、安楽死や葬祭等も問題となる。

動物の場合は、埋葬について、自治体の条例による規制が存在するほか⁽⁴⁸⁾、殺処分が生命倫理上の問題となる。対話型ロボットの場合、「人間らしさ」のあるロボットの廃棄（破壊）の倫理上の問題だけでなく、そのロボットの材質にもよるが、廃棄物としてどのように処理するのか、不法投棄による環境問題の可能性も出てくる。

このように、社会実装にあたっての多様な使われ方、ライフサイクルの初期段階から廃棄段階まで、様々な検討課題が残されており、こうした一つ一つの課題をどのようにクリアしていくのかを考える必要がある。

5. おわりに — AI や自動運転と異なる対話型ロボットの社会実装

以上をまとめると、動物における法政策を参考に、対話型ロボットの社会実装（社会的な受容）のためには、「人間らしさ」を重視する対話型ロボットのカテゴリーを設け、その地位・属性に応じた法的な対応を明確にすることで、保護対象とその取り扱いのあり方を顕在化させ、一般への認識を高め（アナウンス効果）、社会の一員として社会的に受容できる社会規範を作っていくという過程が必要といえる。そして、研究開発段階、実験段階（データ収集段階）、実装段階で取り扱いが異なることから、それぞれに即した法的な取り扱いを想定し、ロボットのライフサイクルそれぞれの段階で生じうる法的問題にも対応する必要もある。

対話型ロボットの社会実装に向けて、技術と研究は大きく進んでいる。しかし、それを受容する側の準備はほとんど進んでいない状況にある。その背景には、受け入れにあたって、対話型ロボットが社会実装されるうえでの社会規範が明確になっていないことが大きいと考えられる。AI や自動運転の議論は近年著しく深まっており、行政の審議会等でも検討が重ねられているものの、対話型ロボットの場合、AI や自動運転の議論と重なる部分も多いとはいえ、人の形をしたロボットが人と対話をするという点で、AI や自動運転とは大きく異なる性質を持ち、より人に近いところでの活動が期待されている⁽⁴⁹⁾。対話型ロボットは、AI 以上に早い時期に社会に実装されることが見込まれているからこそ、その法政策を具体化することが喫緊の課題といえる。その際に、動物愛護の例にみるように、諸条件をクリアし、特に、法的な対応を明確にすることが社会的な受容に大きな貢献をしているように見て取れることを参考に、法政策を進めていくことが必要であるということが指摘できよう。

本稿の対象は対話型ロボットであったが、人と人間でないもの（動物やロボット、AI）の関係性そのものについても、法的な位置づけの再検討が必要となっていると考えられる。本稿では、そうしたことを考える際の論点を提示したに過ぎず、総論的なものにとどまる。各論となるべき諸課題については、今後順次検討をしていきたいと思っている。

以上

※本稿は、JSPS 科研費 JP19H05694「新学術領域（研究領域提案型）」（人間機械共生社会を目指した対話知能システム学）による研究成果の一部である。

《注》

- (1) 例えば、JAL プレスリリース 2019 年 1 月 9 日〈<http://press.jal.co.jp/ja/release/201901/005013.html>〉(2021 年 6 月 26 日確認)は、手乗りサイズの対話型 AI ロボット「マカナロイド」を活用したハワイ島のおすすめスポットを紹介する実証実験を開始したとある。また、日経新聞電子版 2019 年 11 月 29 日〈<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52782480Z21C19A1LKA000/>〉(2021 年 6 月 26 日確認)は、ロボットが小売店で販売員を補助したり、フードコートで料理をすすめたりして来場者へのサービスの質を高める実証実験をスタートしたとある。
- (2) こうした研究はロボット工学で進んでいる。研究例としては、土井利忠 = 藤田雅博 = 下村秀樹編『脳・新体制・ロボット——知能の創発をめざして』(丸善出版, 2012 年), 工学者による最近の議論としては、小林祐一『ロボットはもっと賢くなれるか——哲学・身体性・システム論から学ぶ柔軟なロボット知能の設計』(森北出版, 2020 年)等がある。
- (3) 問題意識としては、石黒浩『ロボットとは何か——人の心を映す鏡』(講談社現代新書, 2009 年)等参照。
- (4) 例えば、ウゴ・バガロ(新保史生監訳)『ロボット法』(勁草書房, 2018 年), 平野晋『ロボット法(増補版)』(弘文堂, 2019 年)がある。
- (5) 全体像を鳥瞰したものとして、新保史生「ロボット法をめぐる法領域別課題の鳥瞰」情報法制研究 1 号(2017 年) 64 頁以下参照。
- (6) 加藤隆之「AI, 自律性, 法人格: 序章的考察」法学新報 127 巻 7 = 8 号(2021 年) 187 頁以下参照。
- (7) イギリス中・北部の織物工業地帯に起こった機械破壊運動であるラット運動を髣髴とさせるが、機械により仕事を失いかねない労働者による破壊活動としては同質であり、その機械がロボットに置き換わることで、同様の問題が起こる可能性もある。
- (8) 近時、こうした観点からの論考として、青木人志「AI ロボットの尊厳, 権利, そして虐待——動物を参照点とする思考実験」弥永真生 = 山田剛志編『AI・DX が買える現代社会と法』(商事法務, 2021 年) 2 頁以下がある。
- (9) キャス・R・サンスティン = マーサ・C・ヌスパウム編(安部圭介 = 山本龍彦 = 大林啓吾監訳)『動物の権利』(尚学社, 2013 年), スー・ドナルドソン = ウィル・キムリッカ(青木人志 = 成廣孝監訳)『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』(2016 年)等参照。
- (10) 青木・前掲注(8)34 頁参照。
- (11) AI の発言による問題は、マイクロソフトの AI ボットが、学習機能により差別的な発言をしたことで問題になった。例えば、「差別主義者と化した AI ボット「Tay」からマイクロソフトが学んだこと」〈<https://japan.cnet.com/article/35140462/2/>〉(2021 年 6 月 26 日確認)という記事等参照。
- (12) 現行法下では、製造物責任法の可否が問われる問題である。
- (13) 対話型ロボットの全般的な問題の検討として、松尾剛行「対話型 AI (チャットボット, スマートスピーカー (AI スピーカー), AI アシスタント等を含む) に関する法律問題」Law and Practice 1 4 号(2020 年) 71 頁以下参照。
- (14) ロボットの虐待罪については、青木・前掲注(8)30 頁以下参照。
- (15) 例えば、損害保険の商品化が問題になる。
- (16) 人間と動物の関係については、松木洋一監修『人間動物関係論』(養賢堂, 2012 年)所収の多様なテーマの論考が参考になる。
- (17) 刑法上は、動物は物であるために器物損壊罪にしかならず、未遂犯は処罰もされない。
- (18) もっとも、親しみやすいロボットによる付け込み型勧誘の可能性についても課題が生じる。これに

- については、板倉陽一郎=寺田麻佑「親しみやすい外見を有するロボットによる情報の取得についての規律に関する考察」研究報告電子化知的財産・社会基盤（EIP）2017-EIP-78 巻 24 号 1 頁。
 〈https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/?action=repository_uri&item_id=184640&file_id=1&file_no=1〉
- (19) 棟方渚「ロボットに対する愛着行動の解析」日本ロボット学会誌 32 巻 8 号（2014 年）696 頁以下参照。
- (20) 例えば、椿寿夫=吉田真澄=堀龍児『ペットの法律全書』（有斐閣，2007 年），吉田真澄『動物愛護六法』（誠文堂新光社，2003 年），ペット六法編集委員会編『ペット六法（第 2 版）』（誠文堂新光社，2006 年），福岡今日一『知っておきたいペットビジネスの法と政策』（緑書房，2007 年）がある。
- (21) 青木人志教授の一連の研究の中でも，青木人志『動物法（第 2 版）』（東京大学出版会，2016 年）は特に体系が明確になっている。なお，青木人志『動物の比較法文化 — 動物保護法の日欧比較』（有斐閣，2002 年），同『法と動物』（明石書店，2004 年）も参照。
- (22) 環境省自然環境局が所管しており，「動物の愛護と適切な管理」というホームページで情報を発信している。〈<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>〉（2021 年 6 月 26 日確認）
- (23) サンスティン=ヌスバウム編・前掲書注(9)24 頁以下参照。
- (24) 2010 年 9 月の実施された動物愛護に関する世論調査については，〈<https://survey.gov-online.go.jp/h22/h22-doubutu/index.html>〉を参照（2021 年 6 月 26 日確認）。
- (25) 梶原はつき『災害とコンパニオンアニマルの社会学：批判的实在論と Human-Animal Studies で読み解く東日本大震災』（第三書館，2019 年）を参照。
- (26) コロナ禍で家の中にいることが多い中で，ペットに癒しを求めるケースも指摘されている。記事〈<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2009/03/news017.html>〉（2021 年 6 月 26 日確認）によると，新型コロナウイルスの感染拡大で多くの人々の生活は変化し，これまで以上に自宅にいる時間が多くなった人も多い中，世界的に，ペットを飼おうとする人たちが急増しているという。
- (27) 動物虐待罪については，三上正隆「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」愛知学院大学宗法法制研究所紀要 58 号（2018 年）73 頁以下，同「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する一考察：『動物の権利』に関する議論を参照して」刑法雑誌 59 巻 2 号（2020 年）276 頁以下等を参照。
- (28) ①「牛，馬，豚，めん羊，山羊，犬，猫，いえずき，鶏，いばと及びあひる」，②「人が占有している動物で哺乳類，鳥類又は爬虫類に属するもの」，が対象とされる（動物愛護管理法 44 条 4 項）。
- (29) 2019 年改正については，東京弁護士会公害環境特別委員会編『動物愛護法入門 — 人と動物の共生する社会の実現へ —（第 2 版）』（民事法研究会，2020 年）に詳しい。
- (30) 例えば，ドイツでは，1990 年民法改正で，ドイツ民法 90 条 a「動物は物ではない。」という一文が加わっている。そして，2002 年連邦基本法改正で，ドイツ連邦共和国基本法 20 条 a（2002 年改正）「国は，将来世代に対する責任を果たすためにも，合憲的秩序の枠内で立法を通じて，又，法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて，自然的生存基盤及び動物を保護する。」として，動物保護を憲法にも明示している。なお，スイス民法 641 条にも，「動物は物ではない。動物について特別の規定が存在しない限り，物について適用される規定が用いられる。」との条文が存在する。
- (31) 例えば，飼育していた馬 2 頭に対し，馬 2 頭を放置したままで，馬糞の清掃もない不衛生な環境下で，十分な給餌なく栄養障害に陥らせる虐待を行った事案で，罰金 15 万円が課せられた事例がある（伊那簡判平成 15 年 3 月 13 日法時 78 巻 10 号 82 頁）。そのほかにも，自宅で飼育していたハト約 125 羽を殺害し，その死体を捨てた行為につき，動物愛護管理法違反として懲役 6 か月執行猶予 3 年の判決が出た事例（山形地裁平成 21 年 7 月 9 日判例秘書），猫を虐待して殺害し，その様子をインターネット掲示板サイトで実況中継した行為につき，動物愛護管理法違反として懲役 6 か月執行猶予 3 年賭した事例（福岡地判平成 14 年 10 月 21 日判例秘書）等もある。
- (32) 例えば，結婚記念にもらいうけた猫を子どものように可愛がっていたところ，別の飼い主の飼っているシェパード犬が散歩中に，柵を越えて入り込んでかみ殺してしまったという事案において，原告夫妻にそれぞれ 1 万円の慰謝料を認めた事例があり（東京地判昭和 36 年 2 月 1 日判時 248 号 15 頁），

ペットに対する「物」としての取り扱いを変更している点に注目できる。今日においては、その相場は相当程度上がっている（ペットの交通事故で慰謝料10万円が認められた事例につき、東京地判平成24年9月6日判例秘書、慰謝料各20万円（計40万円）が認められた事例につき、名古屋高判平成20年9月30日交民41巻5号1186頁）。また、交通事故に遭った犬につき、通院治療費が損害として認められた事例（東京地判平成18年1月24日交民39巻1号70頁）、飼い主の交通事故につき、犬の散歩費用が損害として認められた事例（大津地判平成24年2月2日判例秘書）等、ペットも人の被害の場合と似たように扱うケースがみられるほか、ペットの猫のがんを見落とした過失があることにつき、獣医師の検査義務違反を認め慰謝料を認めた事例（宇都宮地裁栃木支部判平成22年10月29日判例集未登載＝一人当たり35万円）や、ペットの犬の糖尿病治療においてインスリンの投与を怠ったことにつき、同様に獣医師の責任を認め慰謝料を認めた事例（東京地判平成16年5月10日判時1889号65頁＝一人当たり30万円）をはじめとするペットの医療過誤でも一定の慰謝料が認められ一般化している。なお、ペットの判例については、浅野明子『ペット判例集』（大成出版社、2016年）、渋谷寛＝杉村亜紀子『ペットの判例ガイドブック』（民事法研究会、2018年）があり、ペット関連の裁判例を網羅している。

- (33) 例えば、A. H. キャッチャー＝A. M. ベック（コンパニオン・アニマル研究会訳）『コンパニオン・アニマル——人と動物のきずなを求めて』（誠信書房、1994年）、濱野佐代子『人とペットの心理学：コンパニオンアニマルとの出会いから別れ』（北大路書房、2020年）を参照。
- (34) 香取章子『ペットロス』（新潮社、2004年）を参照。
- (35) 動物は人間社会のメンバーになりうるのかという議論につき、一ノ瀬正樹＝新島典子編『ヒトと動物の死生学』（秋山書店、2011年）所収の論考（死生学からの視点）が参考になる。
- (36) 本稿では検討の対象にしないが、当然こうした動物保護の観点を一歩進めたものとして、法人構成による権利義務主体の議論も出てこよう。なお、小粥教授は、小粥太郎『民法の世界』（商事法務、2007年）において「動物を法人と構成するなら、必要かつ相当な範囲内で動物の権利能力を認めることが可能となる」（26頁）と、河上教授は、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007年）において「動物を財団類似の法人と構成して、一定範囲の権利義務の帰属点とするアイデアが実現する日がくるかもしれない」（211頁）と、こうした考え方を進めることを示唆する指摘をそれぞれしている。
- (37) ロボット政策については、現在、経済産業省が担っており、2019年7月には、ロボットによる社会変革推進会議が「ロボットを取り巻く環境変化と今後の施策の方向性～ロボットによる社会変革推進計画～」を取りまとめている。これについては、〈https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/robot_shakaihenkaku/pdf/20190724_report_01.pdf〉（2021年6月26日確認）を参照。なお、施策として、「導入・普及を加速するエコシステムの構築（「ロボットフレンドリー」な環境構築・地域エコシステムの構築）」もすすめられている。
- (38) ロボット・AIが被害者的な立場に立つ場合の刑事責任については、人間が当該物についての一定の「思い入れ」を有するようになった場合、そうした「思い入れ」を物とは別個独立に保護することは刑法において可能であると指摘するものもある。深町晋也「ロボット・AIと刑事責任」弥永真生＝宍戸常寿編『ロボット・AIと法』（有斐閣、2018年）228頁参照。
- (39) 特に、介護場面、医療場面での実装が検討されている。介護場面のロボット使用については、熊田均「ロボット介護の倫理的・法律的問題点」精神科30巻5号（2017年）404頁以下、恋水諄源＝加藤和人「介護ロボットのELSIを巡る日本の現状とその背景に関する考察」医療・生命と倫理・社会14号（2017年）45頁以下、医療（看護）場面でのロボットの使用については、伊吹愛＝伊吹友秀「看護分野におけるロボット・人工知能の使用および開発の現状と課題：国内文献の検討」共立女子大学看護学雑誌7巻（2020年）33頁以下を参照。
- (40) もちろん、民主主義国家である以上、一部の者による法という手段を用いた「意識の押し付け」になってはならない。

- (41) この社会規範の明確化に際しては、各国が検討している AI 原則が参考になる。AI 原則とその法的な拘束性の問題については、新保史生「AI 原則は機能するか? : 非拘束の原則から普遍的原則への道筋」情報通信政策研究 3 巻 2 号 (2020 年) 53 頁以下参照。
- (42) 実際に実装にあたって問題となっているのがシステム開発のトラブルである。一つの例として、拙稿「システム開発・システム保守紛争から見た電子カルテの法的課題」帝京法学 34 巻 1 号 (2020 年) 191 頁以下参照。
- (43) 自動運転の法的責任の問題については、藤田友敬編『自動運転と法』(有斐閣, 2018 年)、明治大学自動運転社会総合研究所監修『自動運転と社会変革 — 法と保険』(商事法務, 2019 年)等を参照。
- (44) 人型のロボットの動作精度をアップさせるため、ひたすら「いじめられる」耐久テストが行なわれていることが問題になることもある。例えば、ボストン・ダイナミクスの例として、以下の記事がある。(<<https://internetcom.jp/200291/boston-dynamics-new-atlas>>) (2021 年 6 月 26 日確認)。
- (45) 松尾・前掲注(13)のほか、バーチャル空間内の法的な問題とその取り扱いについては、例えば、原田伸一郎「キャラクターの『人権』: 法学的人間の拡張と臨界」静岡大学情報学研究 24 巻 (2019 年) 1 頁, 同「キャラクターの法的地位: 『キャラクターのパブリシティ権』試論」情報ネットワーク・ローレビュー 17 巻 (2019 年) 1 頁, 同「バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究 26 巻 (2021 年) 53 頁を参照。
- (46) バーチャル空間の場合、「ロボットが人間になりすます場合」の外に、「人間がロボットになりすます場合」もある。
- (47) 例えば、ロボットに対してホテルでの宿泊料や公共機関での入場料金等が問題になりうる。個別の契約で対応すべきか、統一的なルールが必要かの検討も必要といえる。
- (48) 少し古い資料ではあるが、中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会 (第 8 回) の資料に、自治体ごとの条例一覧がある。(<<https://www.env.go.jp/council/14animal/y143-08/mat01.pdf>>) (2021 年 6 月 26 日確認)。
- (49) コロナ禍の中、非接触による感染リスク低減が可能なことからロボットの需要は高まっているといえる。ペットの場合、新型コロナウイルス感染等によりペットの世話ができなくなる事態が考えられるが、ロボットの場合はそうした問題が生じないことが指摘できよう。

(原稿受付 2021 年 6 月 25 日)

留学生に関する成城学校史料目録

— 個人情報保護法と歴史史料 —

浜口 裕子・家近 亮子

要 旨

戦前の成城学校（現成城中学校・高等学校）に1900年前後に留学した留学生（主として中国人）に関する史料を、整理し、作成した目録を公開するものである。成城学校は1880年代に開校したが、当初陸軍士官学校の予備的教育機関となっていた。日清戦争に敗れた中国では、勝利した日本に軍事留学することが奨励された。成城学校はその受け入れ機関の一つであり、留学生から後の東アジア史に名を留めた軍人や政治家が多く出た。このため当時の史料は重要な歴史的価値を持つ。本稿はこれらをふまえて、当時成城が留学生受け入れの機関となった経緯と、成城に残された史料発掘の経緯に触れ、公開に至るまでの条件に関する合意事項を確認した上で、作成した目録を公開する。

キーワード：成城学校，陸軍士官学校，軍事留学，中国人留学生，個人情報保護法，歴史史料

はじめに

本稿は戦前の成城学校（現成城中学校・高等学校）に留学した留学生に関する史料の目録を公開し、若干の解説を加えたものである。成城学校は1880年代に開校した陸軍士官学校の予備的教育機関として位置付けられた学校である。当時東アジアにおいて日清戦争に勝利した日本へ軍事留学をしたいと考えた留学生が、中国や朝鮮半島から留学している。これらの留学生—特に清末中国からの留学生は、中国共産党創始者で初代総書記である陳独秀や中国人民大学創始者で初代校長として知られる呉玉章、また後に満洲国国務総理になった鄭孝胥の息子など、各方面で後の東アジアの歴史に名を留めた者も多い。特に1800年代末から1900年代はじめ頃の留学生に関する史料は、極めて重要な歴史的価値を持つ。本稿では、まず成城学校が当時、どういった経緯で留学生を受け入れることになったのかを概観し、またその史料の発掘・整理の経緯に触れ、さらに公開に至る過程で「個人情報保護法」との関係で成城側に提示した公開条件の要望をふまえたうえで、「留学生関連の史料目録」を公開する。

1. 成城学校と留学生教育

成城学校^①は明治18年(1885年)1月に開校した文武講習館を前身とする。当時の日本は明治維新以降の近代国家建設途上にあり、対外的危機も意識せざるを得ず、近代的軍隊の整備が国家的課題であった。近代化が国家的課題として意識される中で特に軍事的近代化は国の存亡にかかわるものとしてその人材育成が要請されていた。このような中で「文武両全の士を養成し以て邦家隆盛の一助たらしめん」^②といった創設者・日高藤吉郎の想いから「初め陸軍武学生教育を目的とする一私塾の如き状態」^③から出発したという。

翌1886年には成城学校と改称するが、命名者は当時の陸軍士官学校校長であった小澤武雄中将であり、当初から陸軍との関係が深かったことがわかる。創立者の日高は学校の存続を考え、校長に陸軍将校を迎え、陸軍士官学校への予備的教育機関としての位置づけを明確化させた。成城学校には、桂太郎、児玉源太郎とともに「明治陸軍の三羽鳥」と称された川上操六が創立初期より積極的にかかわったようだ。川上は自身1889年(明治22年)8月から校長を務めており、この川上校長時代に留学生受け入れが始まっている。

成城学校が受け入れた留学生は、最初は韓国からであった。この時期、変動する国際体系の中で、東アジア全体が揺れていた。日清戦争は朝鮮半島をめぐる日清間の争いである。韓国内の政情もこの国際関係を背景に様々な勢力が入り乱れて権力争いをくり広げていた。中でも清国の配下で体制維持を図る者、日本に頼って近代化を進めようとする者、が勢力を争い、日清戦争に至る。

日清戦争に日本が勝利した直後の1895年11月付けの書面で、韓国臨時代理公使李台植が8名の留学生を成城学校に託している。この8名はすべて韓国の陸軍士官であった。さらに翌年年初より陸軍士官学校入学の予備教育を希望して韓国から留学生が送られてきた。日清戦争後の三国干渉で欧米列強の圧力に屈した日本にとって、朝鮮に対する影響力を一層大きくしていくことは対外政策上喫緊の課題であった。川上校長が「日韓提携の要を感じこれが便宜を図り」^④留学生受け入れを決めたのには、このような国際関係の背景があったのである。ところがその受け入れから間もない時期に、韓国では親露派が権力を奪取し、親日派の金弘集が亡くなる事件が勃発した。その後も韓国から留学生は送られてきたものの、成城学校の留学生受け入れは清国からの留学生中心に移っていく。

日清戦争で敗れた清国では、一部に日本に倣い近代化を推進し、自国の政治改革によって国力を回復させる必要性を説く者が出た。他方、日本でも長江流域への進出が検討され、外務次官であった小村寿太郎が中心となり、一部の清国有力者に、日本人顧問採用や日本への留学生派遣を提案している。

このような流れの中で成城学校校長の川上操六陸軍参謀次長は日中関係を「一日も忽にすべか

らざるを察し」て、清国の開発には「一にその青年子弟ノ新教育」^⑥を施すことにあると考え、留学生受け入れを清国の高官に提示、概ね賛意を得る。その後川上は1897年から98年にかけて参謀本部員神尾光臣や宇都宮太郎を張之洞の元に派遣、日中両国の連携の必要や軍事力強化の重要性が話あわれた。日中の地理的近接から費用が省けることまで持ち出して、日本への留学生派遣を働きかけている。

その一方で、1897年（明治30年）には陸軍参謀本部内に清国学生管理委員会が設置された。この委員会の委託により成城学校が本格的に清国からの留学生教育を行うことになる。1898年6月浙江省から4名の留学生の受け入れがあり、ここに成城学校の清国からの留学生受け入れが開始されたのである。

初期の清国人留学生は「凡て陸軍学生」^⑥だったという。陸軍から委託されたとはいえ、すでに清国内で軍人となっていた者を受け入れ、日本の陸軍士官学校に送り込む予備的な教育を施す、ということは簡単なことではなかったと思われる。異国の地を訪れる留学生のための宿舎や校舎等の施設も必要で、また彼等の管理体制も手探りで構築しなければならず、成城側の負担は少なくはなかった。陸軍参謀本部の清国学生管理委員会から成城に、清国からの学資金とは別に、教育費として毎月420円の支給があった。しかし留学生の人数が増えてもそれに応じた支給額の増額は認められず、これが成城側から委託解除を申し出る一因となった。

教育の内容は日本語を中心として、その他は地理や数学、物理、化学、図画、体操といったいわゆる一般教養科目を日本語で教えるというものであった。しかしこのような日本ではすでに一般化していた近代的教養科目も、清国からの留学生にとっては貴重な科目であった可能性が高い。たとえば軍事用の地図の作成や、砲術には数学や物理、図画の基礎的な知識が欠かせないわけで、特に初期の留学生には望んでこれらの技術を習得する道に進んだ者も多かった。

清国からの留学生は順調に増えていき、当初は官費による軍事留学が中心であったものの、次第に私費留学が増えて、軍事以外の農、工、商等実業系を学ぶことを志す者が出て来た。そんな中で成城学校は1903年7月に中国人留学生の受け入れを中止している。前年にいわゆる「成城学校入学事件」＝清政府駐日公使館蔡鈞が成城学校入学希望の私費留学生9名に対し手続きに必要な推薦状を出さず、留学生が抗議をするという事件が起きた。清政府は日本留学が革命運動に利用されることを恐れ、私費留学生が軍事知識を学ぶことを原則禁止し、留学生に対する管理を強化していくのである。

だが依然日本留学は人気があった。留日学生が増加し成城側は負担の大きさに鑑みて陸軍に対して経費の増額を要請した。しかしこれは認められず、成城学校は留学生部委託を返上したのである。ただし成城の留学生教育がここですべて途絶えたわけでもなく、以後成城では陸軍士官学校志望者に特化せずに、文系学問を志望する留学生受け入れを行っていった。

陸軍参謀本部内には振武学校が設立され、これ以降成城学校に代わって陸軍士官学校進学志望の留学生を受け入れるようになった。

2. 留学生関係史料発掘と整理の経緯

上記で明らかなように、成城学校が陸軍士官学校を志望する留学生受け入れの公的な教育機関になったのは、1895年11月から1903年7月という短い間である。この時期は、清末・辛亥革命前の東アジア情勢下であり、近代国家建設を急ぐ日本と日清戦争に敗れた清国の近代化への焦燥感を背景として、対日留学が本格的に開始されたいわば「黎明期」であった。換言すれば、成城学校による留学生教育は、日中双方の国家的思惑が生み出した軍事留学教育であった。実際、この時期の留日学生からは、後の東アジアの歴史に名を留める大物政治家、軍人が多く出ている。対日留学生という視点から東アジアの国際関係史を再考することは、東アジアの近代化や国際関係史、政治史を考察する上で大きな意義を有すると考えられる。

成城学校は現在もその後身の中学校・高等学校が、東京都新宿区にあり、近年進学に力を入れる男子校で知られている。本稿共同執筆者である敬愛大学の家近がここをたずねたのは2013年7月であった。家近は前年に『蒋介石の外交戦略と日中戦争』⁷⁾を出版したばかりであった。

蒋介石は若い頃振武学校に留学したことで知られる。蒋介石が初めて日本の土を踏むのは1906年4月である。ここで清華学校に入るが、そのまま軍事留学はできなかったため、この年の12月にいったん中国に帰国し通国陸軍速成学堂（後の保定陸軍軍官学校）に入り、そこで改めて留学試験を通して1907年に振武学校に入った。東京に来た蒋介石は来日するなり中国同盟会に入り、革命運動に従事することになる。ここで同郷の陶成章と出会う。同じ浙江省出身ということで親しくなったのだが、この陶成章という人物が成城学校出身で、非常に優秀だったようだ。彼は『民報』の編集をしていた理論家であった。陶は辛亥革命直後の1912年に孫文を糾弾して「孫文罪行」を出し、孫文の下の権力闘争において蒋介石や陳其美と対立し、暗殺される。

家近はこの陶成章に興味を持ち、その史料を探すうちに、新宿の成城学校に戦前からの多岐にわたる資料が大量に保管されていることを知った。電話で問い合わせたところ、かつての名簿などもあるようだということで、確認のため訪問して資料保管の事務にあっていた同友会（同窓会）事務所事務局長代理と面識をもった。同友会が保管する昔の資料は倉庫に積み上げられている状態であった。資料の確認とその場での閲覧に関しては同友会事務局長代理と当時の同校校長、教頭などより許可を受けたが、分類もされていない資料が積み上げられており、閲覧場所も十分でない状態であった。そこで事務局側の許可をとり、2013年7月から8月にかけて膨大な同窓会資料の中から留学生関連の資料を選び出し、段ボール3箱にとりわけ、さらに内容によっておおざっぱに分類して番号をつけ、リストを作る作業を行った。この時すでに成城学校は新校舎の建設が予定されており、事務局側の話では、校舎が新しくなったら、同友会もきれいな校舎に移り、そこで昔の資料も展示して成城学校の歴史史料として公開したい、ということであった。校舎建て替えの予定を聞いて、いったん成城における資料整理の作業は中断した。

新校舎が建設され、旧校舎からの移転が一段落したところで、家近が再訪したのは2015年夏頃である。新しい校舎内の同窓会事務所で資料整理を再開した。2015年から科研費の基盤研究(B)(一般)「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子、課題番号：15H03322)というタイトルで共同研究を行っていたことから、この史料発掘・整理もその共同研究の一部として整理を進めていった。この間、成城側と何回か話し合いをもち、ある程度整理が進んで一般の研究者などに閲覧可能になった段階で、宣伝も兼ねたシンポジウムを行う、といったことも想定した。

さらに、浜口が満洲国から日本に留学した中国人学生を扱った研究成果^⑧を出したこともあり、中国からの留日学生研究と資料収集・分析に特化した共同研究で科研費を2017年度よりとる機会を得た。それが基盤研究(C)(一般)「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子、課題番号：16K03533)である。成城学校の留学生関連の史料発掘・整理は、本共同研究会の大きな柱となった。

資料整理は、まず以前作ったリストから漏れていた関連資料を付け加え、再度リストを作り直した。その際、以前収納していた袋の損傷があるため、新しいものと変え、並べて番号をつけ直した。その上で、科研メンバーで時間があるときに成城学校同窓会資料室を訪問して資料の内容を確認しつつ、一つ一つPDFファイルにする作業を続けた。併行して2～3カ月に1回程度、留学生関連の研究会を行っていった。

3. 歴史史料公開と個人情報保護法

(1) 史料公開に向けての成城学校側との交渉・1

資料整理の間、教頭先生から成城学校の簡単な歴史と資料に関する説明を受け、また校長先生と資料の扱いに関する話し合いを持った。この段階で、資料整理が出来上がった際には、どのように公開するかについて話合われ、以前希望したように、成城学校の新校舎講堂を使い成城学校の歴史を見直し、本史料の歴史研究における価値を示すシンポジウムを企画しよう、ということで調整に入った。

2017年6月の段階でシンポジウムを2018年2月に行うことを企画した。これは「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子)と「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子)の二つの科研研究会の共催とする、場所は成城学校新校舎の講堂を使う、中国近現代史や日中戦争関連の研究者、成城学校教職員、同友会、等に広く声をかけて史料の存在とその価値に関して研究者として、また成城学校関係者としてアピールする場に、これ以降、史料を公開する布石とする、等の点に関して合意した。

しかし史料のPDF化に想定以上の時間がかかり、また、シンポジウムとその後の史料公開の

原則に関して、成城学校側と史料整理を担った我々との間で折り合いがつかなかったため、やむを得ず予定していたシンポジウムを延期することにした。この決断は残念なものであったが、我々の史料整理に関する成城学校側の見解が当初とは大きく異なってきたことがあり、さらなる調整の時間が必要と判断した。成城側が見解を変えた大きな要因の一つは、OBの一人から「外部の者に資料を見せるのはどういうことなのか」といった問い合わせがきたことにあった。歴史の長い学校である成城学校は社会的影響力を持ったOBを数多く輩出している。

この問い合わせがあったのは2017年度半ばで、共同研究者には「個人情報等に十分配慮し、メンバーとその助手以外の者にこれらの史料整理情報が漏れることは極力避ける」ことを徹底させた。いうまでもなく「個人情報保護法」が2003年から施行されており、これとの関連を問われたのである。そこで成城学校側に史料公開の原則を作成するよう依頼すると同時に、この点に関して、双方より代表者を出して話し合いを行うことにした。

話し合いが持たれたのは2018年3月14日である。出席者は、成城学校側は成城中学・高等学校校長（当時）と学校法人成城学校理事・事務局長（当時）、研究会側は浜口・科研共同研究代表と家近であった。ここで確認されたことは以下の通りである。

- ① 成城学校側出席者の全般的立場としては、歴史的な研究にはできる限り協力したい。
- ② 個人情報保護法との関連に関しては公文書公開の原則に準ずることとする。

ところでこの「公文書公開の原則」とは、個人情報保護法成立以降、たびたび議論されてきた。偶然ではあったが、この日の話し合いは双方同じ参考文献を携えて行われた。そこで次にこれらの文献をもとに双方で確認した「公文書公開の原則」についてまとめる。

(2) 公文書公開の原則

例えば2004年1月に国立公文書館が開催した地方公文書館職員との研究会で議論されたこととして、次のようなことが明らかになっている。

ここでまず保護法が保護する機関とその意味に関しては表のようにまとめられた。

第1表 個人情報保護期間に関する考え方

情報の内容	最長保護期間	保護期間の意味
一般的な情報	30年	事務事業遂行、情報の陳腐化
秘密	50年	社会的活動期間（就労期間）
重大な秘密	80年	生存期間
子孫に影響する特に重大な秘密	100年	子の生存期間

（出所）梅原康嗣「日本の公文書館における個人情報と情報公開」『アーカイブス』17, 2004年12月, 22ページ。

ここでは、一般的な情報では、「個人の秘密その他個人の権利を侵害するおそれのあるもの」に関しては閲覧制限をして、作成・取得から30年経過したものは原則公開、個人の「秘密」情報は最長50年制限—50年経過の情報は当該個人が就労を終えている可能性が高く、公開しても特に支障はないと考えられるので原則公開、「重大な秘密」に関しても80年経過すると当該個人が生存している可能性が非常に少なくなるので原則公開、個人のみならず遺族、子孫のプライバシーを侵害することになるような「特に重大な秘密」に関しては最長100年の閲覧制限を設けるが、100年たつと遺族に関しても生存の可能性が低くなることから100年経過後は原則公開、ということになる。

こうした議論を踏まえて国立公文書館では非公開情報について時の経過や社会情勢等の変化により公開制限する理由が消滅したものから公開していくということになっている。これによれば「個人の秘密」、「重大な秘密」、「特に重大な秘密」といった3区分に分け、文書の作成・取得からの経過年数について、30年から50年、50年から80年、80年以上といった非公開期限が設定されている。ただし、いざ運用となると、個別のケースに関して基準となるものの判断が非常に難しい。秘密の内容についてどこで判断をするのか？たとえば子孫に影響する特に重大な秘密とは、どのようなものを指すのか——一般的には遺伝性の疾病や犯罪歴等の情報を指す、とされるが、個別のケースで個人に不利益をもたらすか否かを判断するのは、極めて難しい。

このような認識のもとに例えば独立行政法人国立公文書館では、歴史公文書等の「利用審査」についての基本方針を定めている。「国立公文書館における「時の経過」の運用について」という文書によれば、国立公文書館における利用審査の基本方針は、以下の通りである。

- 「1. 利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断
2. 時の経過を考慮 個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下
3. 30年原則（時の経過）を踏まえた公開
4. 利用制限すべき情報は必要最低限
5. 移管元機関の意見を尊重するが、国立公文書館長が最終判断」⁽⁹⁾

これを見る限り、個人の情報に関わるものでも、特別なもの以外は、作成時から30年を経過れば公開すべし、という姿勢である。さらに平成23年4月1日の館長決定として「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係わる審査基準」が出されている。次ページに第2表としてその内容の一部を掲げた。

第1表と第2表を比較すると、国立公文書館では、「利用制限すべき情報は必要最低限」と掲げながらも当該個人ならびに遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるものについての制限期間が延びており、場合によりより厳しくなっているように思われる。

**第2表 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する
処分に係る審査基準（平成23年4月1日館長決定）（抄）**

記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は服務 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康障害 ヘ 刑法上の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

（出所） 独立行政法人国立公文書館「国立公文書館における「時の経過」の運用について」平成24年8月9日、2ページ、1部省略した。

前述のように3月14日の段階でこれらの議論に関して成城側も同様の文献を所持しており、その議論を共通の認識と考えて話し合いが進められた。そしてこの3月の段階では成城学校側との間で、作成からおおよそ80年から100年を経た文書に関しては、特に遺族等の権利利益を害することが明らかである場合以外は、公開すると考えてかまわないであろう、との認識で一致した。この場合の「遺族等の権利利益を害すること」ということは、第2表にあるように、刑法等の犯罪歴や重篤な遺伝性の疾病を指す。それ以外のものについては原則公開となる。

しかし国立の機関であれば公文書館等の基準を援用することが考えられるが、成城学校は私立学校である。そのため、学校側で成城学校としての基準を設けて欲しい旨をお願いして、この日の打ち合わせを終えた。

（3）歴史史料公開に関する成城学校側との交渉・2

その後、2018年5月14日に成城学校の側から「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書が送られてきた。その内容は次のようなものであった。

検討事項として、個人情報保護法は生存する個人に関する情報であるが、戦前の留学生に関する情報には、存命の方の情報が一部含まれている可能性がある、この場合は法によりあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、すでに死亡している個人の情報は、法の適用外であるが、当該情報の提供については、子孫の生活等に影響を及ぼす可能性があることから、慎重な配慮が必要である、等の前提を挙げ、以下のように対応するとしている。

「依頼者に以下を求め、条件が満たされた場合には、学術研究に協力する観点から、情報を提供する。

- (1) 提供を求めている個人に関する情報の本人が、現に生存しているか否かを調査し確認すること。確認ができない場合には情報提供しない。
- (2) 本人が生存している場合には、当該情報の提供について、文書にて本人の同意を得ること。同意が得られれば情報を提供し、同意が得られなければ情報提供しない。(法第 23 条第 1 項)
- (3) 本人が生存していない場合には、子孫が生存しているか否かを調査し確認すること。確認ができない場合には情報提供しない。
- (4) 子孫が生存している場合には、当該情報の提供について、文書にて子孫の同意を得ること。同意が得られれば情報を提供し、同意が得られなければ情報提供しない。
- (5) 子孫が生存していない場合には、情報を提供する。」⁽¹⁰⁾

これによれば、利用・公開に際して、個人情報に関しては本人の同意が必要であり、本人が亡くなっている場合には、子孫の同意が必要である、ということになる。また、「特に制限すべき情報内容」や「時の経過」に関する言及が一切なく、どういった情報が利用制限されるべきなのか、文書が作られてからいつまでの期間、この原則が有効なのかに関して不明である。

こちらとしては 3 月 14 日の合意にもとづいた内容のものであると期待していたが、それとは全く異なる方向性の案が提示されたので、このままでは事実上留学生関連の重要歴史史料に関して利用不可能になる、非公開にすべき内容の指定と、情報保護期間を定めてほしい、旨の意見を提出した。しかし成城側は理事会まで時間がないことを理由に、直接学校側と話あうことを提案したため、5 月 23 日に浜口が成城中学校・高等学校を訪れ、話し合いをもった。成城側出席者は成城中学校・高等学校校長（当時）、新事務局長（当時）、事務室企画課長（当時）であった。

この段階で以前に合意交渉をした事務局長が交代していたことを、初めて知らされたが、合意の内容が新事務局長に十分に伝わっていないようであった。新事務局長が最初に口を開いて強調したことは「本学は陸軍士官学校の予備校としての歴史をもち、そこに在籍したという情報を漏らされるのは迷惑だという方がいるかもしれない⁽¹¹⁾。故に子孫に同意が得られなければ情報提供はできない」ということであった。

しかし「個人情報保護法」は条文にあるが、あくまで生存する人物に対するものである。我々が想定しているのは、100 年以上前の留学生関連の資料——とりわけ何年もかかって我々が整理した史料の公開と利用であり、成城側が危惧するものとは内容も時代も異なる。日本人の情報を調査することは想定していないし、ましてや研究者がわざわざ調査しようというのは、歴史上極めて重要な役割を担った人物に限られる。一般の卒業生の個人情報に触れようというわけではない。外国人の 100 年以上前に留学した者の子孫を探して了解をとるということは、あまりに非現

実的な条件である。

そのことを確認した上で、次のような説明をした一個人名を扱うような歴史上の重要人物に関しては、他の公開史料から情報が多く出ており、すでに歴史的な評価が定まっている人物であり、貴学の史料の公開によってその子孫が社会的な影響を被るとは考えにくい、また、子孫を探せというのであるが、現存する子孫の個人情報を探す行為になるため、そのようなことは難しいし、個人情報保護法というのはあくまで生存する人物の情報保護であるから、子孫を探して連絡をとり、同意云々というのは、おかしなことになる、さらに、辛亥革命以前の清朝時代の中国社会の状況を考えると、子孫が何十人、何百人もいることすら考えられ、史料公開にあたり「子孫の同意」という条件をつけるのは現実的な制約とはいえない、公文書公開基準でも遺伝性の病歴や犯罪歴といったことには80年を超えても制約がつけられており、これで十分だと考えるが、と説明した。

さらに利用が最も考えられるのは、朝鮮人に関しては1890年代、中国人に関しては振武学校ができるまでの1900年前後が、成城学校が国家的な政策の中で留学生受け入れに一定の役割を担った時期であり、この時期の史料が最も重要となる旨を強調した。成城側が危惧する1930年代くらいの留学生に関しては、扱うつもりはない。扱う可能性が大きいのはその頃にすでに東アジア史において一定の政治的役割を担っている人物であり、1930年代に留学した者ではない、したがってどのように考えても作成から100年以上経ている史料しか扱うつもりはない、と数度にわたって説明した。

公文書に関しても同様な危惧が考えられるのだが、前述のように文書作成から80年～100年を経ると、孫やその下の代の子孫が当該情報によって社会的に不利益を被るということは考えにくくなるため、「時間の経過」によって公開を原則としているのである。時間の経過とともに、子孫の発見は困難になり、子孫に対する影響も事実上消滅する、と考えられるのである。

この話合いの中でいくつか口頭で確認されたことがある。すなわち、①学校としては使って研究することはかまわないが、公開は差し控えてほしい、②特に個人名が特定できるようなことはしないで欲しい、③他の機関の史料と付き合わせてそこから出すのはかまわない、また、すでに他の論文などで公開されている情報は仕方がない、ということであった。ただし、学校は最後まで、こちらが求めた公開条件に付するべき「時間の経過」と「制限する内容」に関して言及しなかった。

先の「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書は歴史史料の利用に関する対応を、具体的事案に即して検討しているわけではなく、また史料発掘・整理の経過やこれまで前提としてきたことの内容も加味することなく、一般的な対応として作られたものと思われる。しかしたとえば中国共産党の創始者まで出している当時の留学生が日本に留学してどのような教育を受けたか、どういう影響を受けたか、といった問題は、後の東アジアの歴史を考える上できわめて重要な事項になろう。それは一個人の情報といった範疇をとうに超えて、

現在の中国共産党の成り立ち等に直結する問題であり、近現代の東アジアの歴史において日本がどういった役割を果たしてきたか、ということの一端を明らかにすることになるはずだ。

5月23日の段階で、文献中の個人名が出ない形での利用と公開に関しては承諾を得て、また、我々が長い時間をかけて整理した留學生関連史料の目録を公開することには了承を得たため、以下にそれを付して明らかにするものである。今後、この貴重な史料をどのようにしていくのか、外部の者がこれを扱うことに関してはかえって難しい状態になったが、研究者に使われないまま貴重な史料が成城学校の中だけに埋もれてしまうのは実に残念である。それは東アジアの近現代史研究にとって大きな損失であるとする。たとえば先の「戦前の本校留學生に係る資料公表の依頼への対応について（案）」という文書のどこかに「作成後100年を経た文書の扱いは公文書の扱い基準を援用する」と付すとか、あるいは、作成から100年を経た留學生関連の史料のみ、公的な史料館等に寄贈してもらい、そこに保護・管理を委託する、等の方法がとれないものか、こうした次善の策はまだ残されているように思うので、これらを含め様々な提案をすることも視野に入れて、さらに成城学校側と史料公開に関する交渉をしていきたいと考える。

4. 戦前留學生に関する成城学校史料目録

項目	資料名	年月日	旧分類	新分類
学生名簿	清国留學生原籍簿 第1号	明治32年10月3日～35年3月28日	7-19	名-1
	卒業生名簿 中華留學生部	明治33年7月（第一班）～40年12月		名-2
	成城学校中華留學生卒業名簿 在北京留東陸海軍同学姓名冊	明治33年7月（第十三班）～大正13年		名-3
	清国留學生原籍簿第2号 清国学生寄宿舎	明治35年3月31日～36年6月11日	11-23	名-4
	清国学生退学及除名者学資不足金調書	明治38年7月～44年9月	19-31	名-5
	清国学生学資金納証	明治40年10月29日～41年1月28日	24-36	名-6
	学資金預り証	明治40年10月29日	25-37	名-7
	清国学生学資金預り証	明治41年1月28日～6月9日	26-38	名-8
	清国学生退学及除名者綴	明治41年3月～明治43年11月	27-39	名-9
	成城学校校友名簿	明治42年7月	29-41	名-10
	清国学生名簿	明治43年7月から	31-43	名-11
	清国学生学資金納付書	明治43年10月～明治44年4月		名-12
	留日成城学校同窓録	大正3年7月10日	37-49	名-13
	中華民國学生証書	大正4年～大正14年		名-14
	中華民國留學生卒業式祝辞及び答辞	昭和3年7月～9月	38-50	名-15
	退学 除名通知簿	昭和4年3月～10年8月		名-16
	台湾学生在学調（新入生）	昭和8年4月30日		名-17
	成城学校校友会会員名簿 留學生部現旧職員及出身者	昭和10年	41-53	名-18
	中学科卒業生總代名 中華民國卒業生總代名	不明		名-19
	留學生本校卒業及び修学者数	不明		名-20
留學生部寄付金募集發起人候補者	不明	45-57	名-21	

成績表	清国浙江派遣陸軍学生学術授業進歩景況報告	明治32年7月29日	4-16	成-1
	乙・清国浙江派遣陸軍学生平常品評点及び丙・清国浙江派遣陸軍学生1学年末学術試験評点)	明治32年	5-17	成-2
	清国陸軍学生第1回試験成績表及び清国陸軍学生第2回試験成績表	明治33年7月	9-21	成-3
	清国学生卒業試験成績表	明治33年～41年12月	10-22	成-4
	清国学生成績表	明治33年～42年		成-5
	通知簿	明治37年5月4日～39年6月28日	15-27	成-6
	清国学生成績表	明治43年11月	32-44	成-7
	清国学生特別班成績表	明治44年12月	34-46	成-8
	中華民国学生成績表	大正4年～大正8年		成-10
	中華留学生成績表	大正10年3月以降		成-14
	成績表—成城商業夜学校, 成城中等学校	大正11年～昭和7年		成-15
	成績表 (B組-戸塚)	昭和13年3月卒業		成-16
事務関係	清国学生に関する書類 第1号	明治36年10月～明治38年2月6日	14-26	事-1
	認可書類-1	明治40年		事-2
	認可書類-2	明治42年		事-3
	元清留学生未納学費に関する交渉書類	明治44年11月15日～大正3年6月9日	35-47	事-4
	中国留学生懇話会費用支給の件	昭和7年10月29日		事-5
	支那留学生経費臨時補助に関する件	昭和8年4月26日		事-6
	成城興亜中学校設立案	昭和18年6月10日		事-7
	成城興亜中学(仮称)設立案 (成城学校留学生部)			事-8
	成城興亜中学設立案	昭和19年5月18日		事-9
	成城興亜中学 成城興亜寮設立要項	昭和19年7月上旬		事-10
	砧村学園住宅地案内	不明		事-11
	成城学校中華留学生部職員調	不明		事-12
	清国下士学生1名1カ年間学費予算	年月不詳(明治?)	36-48	事-13
規約	成城協会規約	明治32年12月	8-20	規-1
	成城中学生徒必読	大正6年3月		規-2
	中華民国留学生教育及び管理章程	大正7年2月		規-3
	成城学校中華学生部要覧	昭和7年3月		規-4
生徒必読	成城学校留学生部学生必携	昭和10年	40-52	規-5
	成城学校中華留学生寄宿規則	不明		規-6
	成城中学生徒手帳	不明		規-7
学校沿革	成城学校沿革略	明治17年～昭和10年4月		沿-1
	私立成城学校留学生部沿革	明治18年～昭和12年		沿-2
その他	清国学生診察簿 医務室	明治37年7月1日～38年3月27日	16-28	他-1
	清国学生診察簿 校外寄宿舎	明治38年1月11日～3月20日	17-29	他-2
	清国学生に関する書類 第2号	明治38年4月2日～10月19日	18-30	他-3
	清国学生に関する往復書類 号外	明治38年11月13日～12月12日	20-32	他-4
	清国学生に関する往復書類綴	明治38年12月～明治39年1月	21-33	他-5
	清国学生教育諸学校通知書類	明治39年1月11日～4月12日	22-34	他-6
	卒業書 李輝沆—玉串料3包	明治39年4月14日	33-45	他-7

留学生に関する成城学校史料目録

	清国学生に係る支出証書 16号・成城学校特別会計	明治40年10月1日～12月30日	23-35	他-8
	清国学生に係る支出証書 18号・成城学校特別会計	明治41年4月1日～6月30日	28-40	他-9
	私立成城学校創立満25年記念図書寄贈報告	明治43年7月	30-42	他-10
	成城学校中華留学生部寄宿舎概要	昭和4年5月22日	39-51	他-11
	中国留学生王啓天に対し治療支給方の件	昭和7年10月6日		他-12
	支那留学生の教育に関する外務大臣への手紙	昭和8年3月8日		他-13
	成城学校支那留学生部経費臨時補給の件	昭和9年5月1日		他-14
	鈴木孝雄宛手紙「満洲国留学生に関する」	昭和10年6月7日		他-15
	成城学校留学生部後援会規約 附 設立趣意書	昭和11年11月		他-16
	成城学校留学生部後援会規約	昭和12年1月18日		他-17
	成城学校留学生部改革案	昭和18年1月下旬		他-18
	成業まで総合育成一留日学生の処遇方針閣議決定	昭和18年9月11日		他-19
	留日学生輔導団体懇談会に於ける大臣挨拶要旨送付の件	昭和18年12月29日		他-20
	留学生に関する会議事項	昭和19年2月1日		他-21
	中村義 ― 講演成城学校と留学生教育	昭和60年5月13日	43-55	他-22
	中学校生徒(将来に於ける希望)状況調	不明		他-23
	ポスター(留学生部学生募集)	不明		他-24
	韓国留学生教育	不明		他-25
	日華倶楽部組織改変に就て	不明		他-26
追加	雑記簿	明治28年9月	2-14	追-1
	来翰綴	明治36年1月	13-25	追-2
	校令按	明治24年9月	47-59	追-3
	留学生部閉鎖決議及右ノ基本財産処分認可書	昭和20年3月16日	42-54	追-4
	講堂面積容積及収容人員表	明治31年7月		追-8
	成城学校留学生部要覧	昭和10年3月		追-9
	函面	明治31年製函		追-10
	第四十四回(陸軍学生)大正十一年三月卒業			追-11
	明治四十二年清国学生第七回卒業成績表			追-12
	東京日日新聞(昭和5年5月7日)・報知新聞(昭和5年1月31日)			追-13
	九才子捉鬼伝	不明		追-14
	北宋志楊家將軍伝(卷之五及六)・康熙字典 寅集上 同中 三画	不明		追-15
	成城学校中華留学生部寄宿舎衛生工事設計書	不明		追-16
	世田谷区所在留学生部建物処分関係書類綴	昭和14年12月		追-17
	陸士関係1部名前	不明		追-18
	宮内省年金沙汰書(百周年30頁)其校へ下賜ノ年金本年度ニテ満期/処…(宮内省)	明治42年10月11日		追-19
	卒業留学生付録	不明		追-20
	呉玉章著・渡辺竜策訳 辛亥革命の体験(コピー)			追-21
	寄宿舎沿革	不明		追-22
	成城協会規約	不記載(明治32年)		追-23
	成城学校規則 附成城学校職制及商議會	明治28年5月改正		追-25
	中国留学生と成城(中村義先生講演会資料)			追-26

	詔書	明治41年10月13日	追-27
	成城学校記念絵葉書	不明	追-28
	アジア（支那本部及滿洲ヲ除ク）	不明	追-29
	財団法人成城学校の沿革及現在	昭和？年	追-30
	手紙（成城学校校長、校友会宛て）	明治37年	追-31
	退学・除名通知簿（大正四年起 大正十四年八月迄）		追-32
	精米受払通知簿（大正二年十月迄）会計係		追-33
	中国人日本留学史年表・主要参考文献		追-34
	吉田東伍著『大日本地名辞書』（非売品）	明治40年？	追-35
	主任当番日誌 昭和8年9月以降		追-36
図書	雑記簿	明治28年9月	図-1
	康熙字典 戊集上 八画 金・長・門部 絵図絵芳録巻七		図-2
	中村榮孝著 文禄・慶長の役 岩波講座・日本歴史	昭和10年	図-3
	前田光徳編著 陸軍幼年学校受験国語 巻1	昭和12年	図-4
	留学生部図書 5冊		図-5
雑誌	成城学校校友会	大正11年4月20日	雑-1
	日華時報	昭和19年新年号	雑-2
学生名簿・2	清国学生学籍簿 第一	明治31年～43年	名-22-1
	中華民國学生学籍簿 第二	明治40年～大正2年	名-22-2
	支那学生学籍簿 第三	大正2年～大正10年	名-22-3
	学籍簿（タイトル剥がれ）	明治31年～昭和6年後	名-22-4
	校友名簿	大正13年	名-23
その他・2	奥山三郎より福島安正大佐宛書簡と清国学生宿舎図面	明治33年	他-27
	留學生寄宿舍新築仕様見積書	不明	他-28
	成城学校中華留學生部校舎新築其他工事設計書	不明	他-29
	大日本成城学校校長宛大朝鮮臨時代理公使李台植書簡	建陽元年	他-30
	留學生校舎寄宿舍 写真	不明	他-31
	中華民國寄宿舍ニ関スル件 図面など	昭和4年	他-32
	私立成城学校校長岡本則録宛書簡	明治43年	他-33
	酒井幸之助からの書簡	昭和4年	他-34
事務関係・2	清国学生寄宿舍 現品差引帳	明治35年	事-14
	清国浙江派遣陸軍学生四名学資収支決算書	明治31年～32年	事-15
	韓国留学生未納金額調	明治33年～34年	事-16
	成城学校留学生部主事岩原大三郎より成城学校理事鈴木孝雄宛書簡	昭和10年	事-17
	支払証憑書綴 留学生部	昭和17年	事-18
	昭和三年度 第十月分証書	昭和3年	事-19

留学生に関する成城学校史料目録

	成城学校留学生部後援会書類	昭和11年	事-20
	中華民國学生昭和三年度第四月分～六月分	昭和3年	事-21
	成城学校特別会計 清国学生係ル支出証書	明治39年	事-22
	北多摩郡千歳村成城中華留学生部校舎部校舎建築支払書	昭和4年	事-23
	成城学校中華留学生部及同寄宿舎収支豫算書	不明	事-24
	成城学校校長児玉秀雄宛 外務省文化事業部長岡田兼一	昭和10年	事-25
	成城学校中華民國留学生部校舎新築工事費豫算書	不明	事-26
	留学生部後援会会計報告	昭和11年	事-27
	寄宿舎領収簿	不明	事-28
	支那留学生丘樹強学資収支決算書	大正2年	事-29
	支那留学生舒之鉦学資収支決算書	大正2年	事-30
	昭和七年度中華留学生部豫算収支状況	昭和7年	事-31
	物品借用書	昭和5年	事-32
	毛利会計主任宛 軍政科酒井幸之助より	不明	事-33
	校舎建築二関シ補助金申請書	不明	事-34
	上申書（中華留学生寄宿舎の件）	昭和4年	事-35
	学務兵事課 学事私立学校	大正14年	事-36
	清国学生二係ル支出証書	明治39年7月～41年1月	事-37
	成城学校留学生部ニ補助金下附出願ノ件	昭和10年	事-38
規約・2	教育ニ関スル勸語謹解	昭和5年	規-8
	校△諸規定	昭和8年	規-9
学校沿革・2	成城学校留学生部沿革	昭和16年	沿-3
	呉玉章回憶録	不明	沿-4
	清末留日学生	不明	沿-5
	学校状況記事	大正2年	沿-6
	成城学校概覽	大正10年?	沿-7
	私学教育研究所紀要 第11集	昭和42年	沿-8
その他・3	児玉秀雄より文化事業部長 坪上貞二宛書簡（満洲国教育状況視察旅行費補助金出願の件）	昭和9年	他-35
	タイトルなしメモ	昭和18, 19年	他-36
	成城学校幹事長奥山三郎宛朝鮮学生からの漢文書簡	明治37年	他-38
	服部操先生家属善後簿捐簿	不明	他-37
	澤南学長宛書簡	不明	他-39
	留学生会計メモ	不明	他-40
	寄宿舎第二案図	不明	他-41
	辞職願	昭和9年	他-42
	中外論壇	中華民國15年（1926年）	他-43
	手紙数通	明治38年他	他-44
	發來翰綴	昭和9年～11年	他-45
	大韓臨時代理公使朴鏞和から川上操六学校長宛て書簡	光武3年	他-46
	講堂建築具陳書	昭和4年	他-47

留学生部開校三十有余年二閲スル書簡	昭和10年	他-48
繼氏関係事項協議報告	昭和9年	他-49
成城中学校生徒徒必読(大正7年3月印刷)		他-50
追加(2017年5月20日)		
軍隊生活の思い出(平林道夫)	1985年12月	他-51
新版 最新日本地理(三省堂)	昭和7年	他-52
陸海軍諸学校入校試験問題及模範解答集	昭和10年	他-53
改訂 新体中等地理—外国之部 下巻(東京神田 富山房)	昭和9年	他-54
新孝 日本地理(辻村太郎)(三省堂)	昭和12年	他-55
現勢 日本地理(石橋五郎)(中等学校教科書株式会社)	昭和16年	他-56
日語入門(広東同文館 東文教習 長谷川雄太郎)	明治34年	
……東京市小石川区水道端町一丁目卅⑥番地		
日満関係の現在及将来(満洲日日新聞社)	昭和11年	
朝鮮警察概要(朝鮮総督府警察局)	昭和7年	
満州移民大観(満洲農業団体中央会)	昭和13年	

《注》

- (1) 初期の成城学校の留学生受け入れに関しては、宮城由美子「成城学校と中国人留学生についての一考察」『佛教大学大学院紀要』第35号、2007年3月、浜口裕子「日露戦争直後の中国人留学生——振武学校8期生東北出身者の動向を中心として——」『拓殖大学論集(319)政治・経済・法律研究』第23巻第1号、2020年10月、等も参照のこと。
- (2) 校史編集委員会編『成城学校百年』、学校法人成城学校、1985年、21頁。
- (3) 「成城学校沿革史稿」、同前、253頁。
- (4) 同前、309頁。
- (5) 同前、310頁。
- (6) 同前。
- (7) 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』、岩波書店、2012年。
- (8) 浜口裕子『満洲国留日学生の日中関係史——満洲国・日中戦争から戦後民間外交へ——』、勁草書房、2015年。
- (9) 独立行政法人国立公文書館「国立公文書館における「時の経過」の運用について」平成24年8月9日、1ページ。
- (10) 「戦前の本校留学生に係る資料公表の依頼への対応について(案)」〈2018年5月〉。
- (11) 卒業生はほぼすべて陸軍士官学校に進学し、陸軍軍人となった。日本人の卒業生にも大臣級の人材を多く輩出している。たとえば寺内正毅の長男で陸軍大臣となった寺内寿一、やはり陸相で朝鮮総督や外務大臣も歴任した宇垣一成、また陸相・朝鮮総督となった南次郎、等歴史上重要な役割を担った人材を挙げればきりが無い。しかし戦後陸軍が消滅し、その評価が一転したこともあり、現在では厳しい評価をされている者もいる。

付 記

本研究は、科研費、基盤研究(B)(一般)「世界戦争としての日中戦争——マルチ・アーカイブによる多角的アプローチ」(代表・家近亮子、課題番号:15H03322)、基盤研究(C)(一般)「留日学生、それぞれの日中戦争——マルチ・アーカイブによる留日学生の戦争行動分析」(代表・浜口裕子、課題番号:16K035

33), 基盤研究(C) (一般)「東アジアにおける人の流れ ― 振武学校・陸軍士官学校への留学生達の国際関係史」(代表・浜口裕子, 課題番号: 19K01508), の成果の一部である。これらの成果公開を認めてくださった成城中学校・高等学校の関係者各位にこの場を借りて, 感謝申し上げます。

(原稿受付 2021年6月22日)

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文、(2)研究速報、(3)展望・解説、(4)設計・製図、(5)抄録（発表作品の概要を含む）、(6)その他（公開講座記録等）

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

（リポジトリへの公開の停止及び削除）

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、 6月末日締切 - 10月発行
(2)	原稿は、 10月末日締切 - 3月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。
なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000字（1行43字×34行で27頁）以内	} A4縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000字（1行43字×34行で14頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要な事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通知する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

執筆者紹介（目次掲載順）

松谷 泰樹（まつや・ひろき）	政経学部非常勤講師	マクロ経済学，経済変動論
長島 光一（ながしま・こういち）	政経学部非常勤講師	民事訴訟法，環境法
浜口 裕子（はまぐち・ゆうこ）	政経学部教授	日本外交史，東アジア国際関係史
家近 亮子（いえちか・りょうこ）	敬愛大学教授	中国近現代政治史，東アジア国際関係史

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して，本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第24巻第1号 ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 323）ISSN 0288-6650

2021年（令和3年）10月22日 印刷

2021年（令和3年）10月29日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 白石浩介 小竹聡 杉浦立明 丹野忠晋 近藤和貴

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 白石 浩介

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 (株)外為印刷
